

平生町告示第40号

2019年第6回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年8月28日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和元年9月12日

2 場 所 平生町議会議事堂

○開会日に応招した議員

中丸 和則君

中村 武央君

中本 敦子さん

松本 武士君

赤松 義生君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

村中 仁司君

中川 裕之君

○応招しなかった議員

2019年 第6回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和元年9月12日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和元年9月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第36号 2019年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第37号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第38号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第39号 平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第40号 平生町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第41号 平生町立平生幼稚園保育料条例を廃止する条例
- 日程第11 認定第1号 平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成30年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成30年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 報告第3号 平成30年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第19 報告第4号 平成30年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第20 報告第5号 平成30年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第6号 平成30年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第7号 平成30年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告

- 日程第23 報告第8号 平成30年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第9号 平成30年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第10号 平成30年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第11号 平成30年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第12号 平成30年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第13号 平成30年度ボートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第14号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第30 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第31 決算特別委員会の設置
- 日程第32 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第36号 2019年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第37号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第38号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第39号 平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第40号 平生町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第41号 平生町立平生幼稚園保育料条例を廃止する条例
- 日程第11 認定第1号 平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成30年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成30年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 認定第6号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第17 認定第7号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第18 報告第3号 平成30年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第19 報告第4号 平成30年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第20 報告第5号 平成30年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第6号 平成30年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第7号 平成30年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第8号 平成30年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第9号 平成30年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第10号 平成30年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状
況報告
- 日程第26 報告第11号 平成30年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況
報告
- 日程第27 報告第12号 平成30年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の
状況報告
- 日程第28 報告第13号 平成30年度ボートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第14号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率
及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第30 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第31 決算特別委員会の設置
- 日程第32 委員会付託

出席議員（12名）

| | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子 <small>さん</small> | 5番 松本 武士君 |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 河藤 泰明君 |
| 8番 岩本ひろ子 <small>さん</small> | 9番 細田留美子 <small>さん</small> |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 村中 仁司君 | 13番 中川 裕之君 |

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君 書記 天舛裕太郎君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------------------|-------|--------|---------|-------|--------|
| 町長 | …………… | 浅本 邦裕君 | 副町長 | …………… | 高木 哲夫君 |
| 教育長 | …………… | 清時 崇文君 | 会計管理者 | …………… | 田坂 孝友君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | …………… | | | …………… | 羽山 敦紀君 |
| 地域振興課長 | …………… | 友田 隆君 | 町民福祉課長 | …………… | 石杉 功作君 |
| 税務課長 | …………… | 池田 真治君 | 健康保険課長 | …………… | 中尾 和正君 |
| 産業課長兼農業委員会事務局長 | …………… | | | …………… | 吉岡 文博君 |
| 建設課長 | …………… | 高岡 浩行君 | 学校教育課長 | …………… | 河島 建君 |
| 社会教育課長 | …………… | 兼末 仁君 | 総務課財務班長 | …………… | 久保 秀幸君 |

午前9時00分開会・開議

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、2019年第6回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(中川 裕之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中川 裕之君) 御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の写しをもって、諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第4、行政報告に入ります。町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様おはようございます。

朝夕は、秋の気配を感じる季節となりましたが、この夏は、平年よりかなり遅めの梅雨入りの影響もあり、梅雨明けは平年より遅れること7月25日でした。その後は、連日のように猛暑日が続いた毎日でした。

その一方で、7月には梅雨前線豪雨災害も発生し、8月下旬においても九州地方をはじめとして豪雨に見舞われ、多くの被害が発生しています。こうした天候異変は、日本だけでなく、地球規模で猛威を振るっており、地球温暖化に伴う気候変動の影響であると言われております。

また、今年の5月29日からは、県と気象庁により、土砂災害警戒情報の発表基準が見直され、新たな基準によって運用されており、より適切な時期に必要な市町を対象として土砂災害警戒情報を発表することが可能とされております。本町においても避難勧告や指示の際に活用していきたいと考えております。

台風被害につきましては、直近の台風15号においては、関東地方で猛威を振るい、日常生活や交通機関等に重大な影響を与えるなど、首都圏における自然災害に対する脆弱性が、改めて指摘されているところであります。また、この地方における8月の台風8号、10号においては、山口県を直撃するのではという予想もあって、平生町としても複数回にわたる対策会議等を開催しました。今年度の予算テーマに掲げた「いきいき住みよい安心で安全なまちづくり」を念頭に自主避難所の開設や防災行政無線等による呼びかけも行うなど、台風災害に備えるべく、防災・減災対策に取り組んできたところであります。

台風シーズンは、まだまだ続きますが、町といたしましても、最悪の事態を想定しながら、常に危機管理意識を持って、災害に備えてまいりたいと考えております。

秋は、実りの秋、文化・芸術の秋、読書の秋、スポーツの秋、行楽の秋、そして、食欲の秋と枕詞の多い季節でもあります。町内の田んぼでは、これから本格的に黄金色に実った稲の刈り取りを迎えます。実り豊かな秋を実感したいものであります。

そのさなか、定められました2019年第6回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、

議員の皆様におかれましてはご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

行政報告に入ります前に少し、国の来年度の概算要求について触れてみたいと思います。

国の各省庁の2020年度一般会計の概算要求総額が先月末に締め切られましたが、一般会計の要求総額は、過去最大の105兆円規模となる見通しで、要求額としては、6年連続して100兆円を超えるものとなっています。

政府は、6月に決定した経済財政運営の基本方針「骨太の方針」において、2018年に掲げた財政健全化に向けた25年度までに基礎的財政収支、プライマリーバランスを黒字化させる目標の達成については、新経済・財政再生計画に盛り込まれた工程表に沿って、2019年も検討を進めるとしています。そして、骨太の方針2020において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめることが明記されています。

社会保障制度改革は、どのような会議体で検討すべきか政府内で調整が続いておりますが、昨日、内閣改造を終えたばかりですので、これから議論が本格化する見通しとなっています。

一方で、地方財政に関しては、新経済・財政再生計画において、地方が自由に使える一般財源の総額を「21年度まで、18年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と定めており、骨太の方針2019でも、同計画に留意することが明記されています。そして、20年度は、今年10月から始まる幼児教育・保育の無償化に伴う歳出などが増加する見通しとなっています。

この10月から消費税10%となりますが、消費税を2%幅引き上げることにより、税収は年間で約5.7兆円増える見込まれております。2012年に当時の民主党政権が野党である自民、公明両党と結んだ3党合意では、この5分の4を国の借金を減らすことに使い、残りを社会保障に充てるとしていました。しかし、17年には、安倍首相により、増収分の一部を幼児教育無償化などに使うことが表明され、国の借金減らしには、増収分の半分にあたる2.8兆円ほどに減ることになりました。そして、幼児教育・保育の無償化は、消費増税と同じ10月1日から始まります。

なお、20年度は、消費税収が所得税収を初めて上回る見通しで、景気が後退しなければ、税収は過去最高を更新するものと予想されています。そして税収の中心は法人税から消費税に移り、景気に左右されにくい税体系に変わりつつあるとはいえ、世界経済の動向は税収にも少なからず影響を与えるため、引き続き注視していく必要があるとされています。

いずれにいたしましても、国の借金が1,000兆円を超えている中、今後、財政再建と経済成長の課題にどう対処していくのか、地方自治体としても、引き続き、しっかりと注視をしていきたいと考えております。

これから本格的な各省庁の予算折衝が行われますが、これまでも全国町村会や地方6団体にお

いて来年度予算要求や要望をしてきたところであります。

特に地方交付税は、地方自治体にとって固有の確保されるべき財源であり、地方交付税がもし減額されるということになれば、財政力の弱い市町村にとって、行政運営や行政サービスに支障の出ることが懸念されます。

私といたしましても、今後もいろいろな機会をとらえて、議会の皆様と一緒に、精一杯、町の声や地方の声を県や国に上げていきたいと考えておりますので、引き続き、ご指導、ご協力のほど、よろしくお願い申しあげます。

それでは、これからは、6月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、行政報告として申しあげます。

まず、平生町ボランティア・チャレンジについてであります。

去る7月27日、午前7時から8時、町と各地区コミュニティ協議会の共催により、町内一斉のゴミ拾いを実施しました。一昨年から始めたもので、3回目の開催となりました。

各小・中学校や社会福祉協議会、ボランティアグループへも参加を呼び掛け、町内の6地域交流センターと2つの分館の計8カ所において、450人の参加があり、町民のボランティア意識の醸成とボランティアに参加するきっかけづくりとなりました。

次に、ひらおファンクラブ交流会 in 東京について、ご報告いたします。

去る8月24日、東京都千代田区のホテルルポール麹町において、「ひらおファンクラブ交流会 in 東京」を開催しました。村中副議長にもご参加いただき、全国から約70名の方にご参加いただきました。

交流会では、懐かしい人との再会にふるさと平生で過ごした思い出話や世代・職種を超えた新たなつながりが生まれるなど、「“ひらお”で出会う！“ひらお”でつながる！」をキーワードに、ふるさとひらおへの応援とひらおファンの輪がさらに広がりました。

また、今回は隣の会場で田布施町と同時開催し、東京で町の垣根を超えた交流も行うことができました。

次に、国道188号柳井・平生バイパスについてであります。

国道188号柳井・平生バイパスへの取組経過につきましては、先の議会全員協議会におきまして一部報告をさせていただきましたが、8月9日に第3回の勉強会を開催し、それまでに実施しましたアンケート調査及びオープンハウスでの取り組みが報告されました。勉強会の会長である、山口県土木建築部の森若部長から、住民の方々の一定の合意形成が図れたとの成果について、柳井市長と平生町長へ取りまとめの報告をいただきました。そして、今後、国・県・市町が連携し、都市計画変更の手続きの着手に向け準備を進めるよう要請がありました。

さらに8月28日には、国から山口県に対して、当初の計画から45年が経過していることから、事業化の前提として、具体的に都市計画の変更手続きに着手するよう、手交にて要請されたと

ころであります。

本日と14日には、道路計画（案）に関する説明会を柳井市及び平生町で開催し、都市計画変更に係る手続きに入ることとなりますが、都市計画道路の変更に係る素案の縦覧を行った後、その説明会及び公聴会を経て、年度末には都市計画変更の公告を行い、変更手続きを終える予定としています。

町といたしましても、引き続き、国・県の指導、助言等をいただきながら、柳井市と協力し、事業化に向け取り組んでまいりたいと考えています。

以上で行政報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、教育行政に関する報告を教育長に求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、6月定例会以降の教育行政についての進捗状況や経過につきまして御報告を申しあげます。

まず、教科書採択についてであります。

公立学校で使用される教科書につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、学校を設置する市町村の教育委員会に採択の権限があるとされております。

これに基づきまして、小学校は新たに英語を加えて、令和2年度から使用する全ての教科書について、中学校については特別の教科、道徳以外の教科書について新たに採択を行いました。中学校については、平成30年度検定において新たに合格した教科書がなかったため、基本的には前回、平成26年度検定合格図書の中から採択したところであります。採択事務の状況を申しあげますと、6月13日に、同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域として、県教育委員会が諸条件を考慮して決定することとなっている採択地区でございます熊毛郡3町の教育長、教育委員、教職員、保護者代表等で組織する協議会を開き、採択に当たっての研究調査の流れを確認いたしました。

その後、柳井市、大島郡、熊毛郡が共同で教科用図書の研究調査を行い、7月17日の4回目の会議において、その研究調査の結果報告を受け、2回目の熊毛郡の協議会において採択する教科書を選定したところでございます。

それを受けまして、7月31日に本町教育委員会会議において採択を行ったところであります。次に、全国学力学習状況調査についてであります。

本調査は全国規模で小学校6年生と中学校3年生を対象とし、国語、算数・数学、理科、今年度からは中学校に英語を加え、学力の状況や児童・生徒の生活習慣、学習環境等の状況を調査するもので、全国一斉に本年4月18日に行われ、この度、文部科学省から結果が公表されました。

県内公立学校の結果につきましては、報道発表等によりご案内のとおりでございますが、町内の結果を申しあげますと、国語、算数・数学では、小学校は全国学力学習状況調査の平均生徒率並み、中学校ではやや下回り、今年初めて行われた英語については下回る状況でした。

対象が異なるために毎年結果の変化はございますが、これからの取り組みとして、学校の組織力の充実、教員の授業力の向上、学校・家庭・地域の連携力の強化、この三つの面からの取り組みを充実させるとともに、これからのグローバル化を鑑み、算数・数学の基礎力と英語力に焦点をあてた取り組みを行うなど、これまで以上に小中一体となって取り組み、学力向上を確実に進めてまいります。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5. 議案第36号

日程第6. 議案第37号

日程第7. 議案第38号

日程第8. 議案第39号

日程第9. 議案第40号

日程第10. 議案第41号

日程第11. 認定第1号

日程第12. 認定第2号

日程第13. 認定第3号

日程第14. 認定第4号

日程第15. 認定第5号

日程第16. 認定第6号

日程第17. 認定第7号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、議案第36号2019年度平生町一般会計補正予算から日程第10、議案第41号平生町立平生幼稚園保育料条例を廃止する条例、及び日程第11、認定第1号平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、認定第7号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明、並びに、日程第18、報告第3号平成30年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から、日程第29、報告第14号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告までの報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、ご提案をいたします、予算3件、条例3件、認定7件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第36号2019年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額は1億4,344万7,000円を追加いたしまして、予算総額は51億2,954万8,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申しあげます。

歳出につきましては13ページからであります。

情報通信費では、マイナンバーカードを活用した消費活性化対策として今後展開される自治体ポイント加算事業の準備経費を計上いたしております。

財産管理費では、平成30年度決算に伴い繰越金を計上いたしますことから、今後の財政需要にも対応するため、財政基金への積立金を計上いたしております。災害復旧費への一般財源分として充当する額等を差し引いた額を計上いたしております。

税務総務費では、町税還付金につきまして、今後の必要額を見込み、追加計上するものであります。

14ページから15ページにかけての選挙費におきまして、山口県議会議員選挙費並びに平生町議会議員選挙費についてはそれぞれ精算に伴い増額あるいは減額補正をいたすものであります。

15ページの社会福祉総務費の繰出金では、普通交付税の確定によりまして、国民健康保険事業における財政安定化支援事業に係る措置額を追加計上いたすものであります。

国民年金総務費では、年金生活者支援給付金事務にかかるシステム改修費を計上いたしております。

16ページの老人福祉総務費では、老人福祉センターの法面を補修する経費を計上いたしております。

障害者福祉費では、平成30年度の障害者自立支援事業をはじめとする事業費の精算に伴う国・県への返還金を計上いたしております。

児童環境づくり推進事業費では、夏休み期間限定で児童クラブの利用者が増加し、臨時的な措置として平生小学校に開設いたしました。受入れ体制を強化するため支援員の増員に要する経費を計上いたしております。

17ページの保育所運営費では、佐賀保育園に嘱託の園長を配置する経費を計上いたしているほか、平成30年度の子ども・子育て支援事業費の精算に伴う国・県への返還金を計上いたしております。

中央児童館運営費では、施設のシロアリ防除に要する経費を計上いたしております。

18ページの保健センター運営費では、空調機の設備改修に要する経費を計上いたしております。

清掃費では、7月の梅雨前線豪雨により町道が被災して通行止めになったことにより、通常のルートでのゴミ収集運搬が困難になったことから増加した業務に要する経費について、熊南環境衛生組合に追加の負担金を計上いたすものであります。

農業振興費では、農業振興地域整備計画の作成に向け、追加の協議会の開催が必要となりましたのでそれに要する経費を計上いたしております。

19ページのひらお特産品センター運営費では、施設の修繕に要する経費を計上いたしております。

林業総務費では、新たに創設された森林環境譲与税を森林環境整備基金として積立を行い、今後森林環境整備事業に充てることとしております。

20ページの道路橋梁維持費では、今年度横断歩道橋撤去事業に取り組んでおりますが、実施設計におきまして歩道橋撤去後の歩行者の安全対策を十分確保するため、再度検討する必要が生じたため追加の経費を計上いたしております。

河川維持改良費では、大内川におきまして護岸の改修に要する経費を計上いたしております。

21ページの都市計画総務費では、国道188号柳井平生バイパスの整備促進に係る調査費等を、地元負担金として経費を計上いたしております。

非常備消防費では、宝くじ助成事業として申請しておりました地域防災組織育成助成事業が採択されましたので所要の経費を計上いたすものであります。

22ページの小学校費学校管理費では、佐賀小学校におきまして7月の大雨により敷地の一部の法面が崩れたことから整備に要する経費を計上いたしております。

小学校費教育振興費では、当初町単独の負担として見込んでおりました特別支援等補助教員2名のうち1名が県の配置となり減額補正するものであります。

社会教育総務費では、町指定文化財の神護寺木造毘沙門天立像の保存事業に伴う経費を計上いたしております。

図書館費では、図書等の購入に役立てていただきたいとの特定寄附金を受納しており、図書と書架を購入する経費を計上いたしております。

23ページの災害復旧費では、7月の梅雨前線豪雨により被災した農業用施設7件、林業用施設1件、土木施設8件の計16件におきまして単独災害復旧費として、それぞれ復旧に要する経費を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページからであります。

地方譲与税では、新たに創設された森林環境譲与税を計上いたし、今後森林環境整備事業に充てることとしております。

地方特例交付金につきましては、交付金額の確定に伴いまして減額補正をいたすものであります。

地方交付税につきましては、普通交付税額の確定に伴いまして増額補正をいたすものであります。

増額の要因といたしましては、地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた算定がなされ基準

財政需要額が増額になったことが主な要因であります。

9ページからの国庫支出金、県支出金につきましては、主に歳出においてご説明いたしました事業に伴います特定財源を増額あるいは減額補正いたすものであります。

10ページの寄附金につきましては、図書等の購入に役立ててもらいたいとの特定寄附金を受納しており、図書と書架の購入に活用させていただくこととしております。

11ページの繰越金につきましては、1億2,761万6,000円を追加いたしまして、総額が1億5,761万6,000円になるものであります。

雑入につきましては、主に後期高齢者医療広域連合市町療養給付費負担金における過年度分返還金の計上のほか、宝くじ助成事業の地域防災組織育成助成金を計上いたしております。また、山口県市町村振興協会から地域づくりの推進事業に対して交付される地域づくり推進事業助成金を計上し、交通安全対策事業に財源充当することといたしております。

町債の河川債、教育債につきましては、主に歳出においてご説明いたしました事業に伴います財源として借入を行うものであります。

臨時財政対策債につきましては、発行額の確定によりまして、減額補正をいたすものであります。

当初予算額では、地方財政計画や前年度数値を踏まえて計上してはりましたが、当初の推計額を大きく圧縮した額となり、減額補正いたすものであります。

前に戻りまして、5ページの第2表、地方債補正につきましては、歳入でご説明いたしました町債の計上によりまして起債額を変更いたすものであります。

なお、24ページに給与費明細書を、27ページに地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第36号、2019年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第37号、2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、ご説明申しあげます。

今回の補正額は、3,886万7,000円を追加いたしまして、予算総額は16億2,844万8,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

諸支出金では、平成30年度決算に伴う、保険給付費等交付金の償還金を計上いたしております。

基金積立金につきましては、平成30年度の繰越金等を国民健康保険事業基金へ積み立てるものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。

繰入金につきましては、普通交付税の確定に伴います財政安定化支援事業費の増額補正をいたすものであります。

繰越金につきましては、平成30年度決算に伴います繰越金でございます。

続きまして、議案第38号、2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は4,037万3,000円を追加いたしまして、予算総額14億5,686万7,000円となるものでございます。

歳出につきましては、9ページからでございます。精算による余剰金の介護給付費準備基金への積立金、いきいき百歳体操事業にかかる経費のほか、過年度分の保険料還付金、国庫支出金等の返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページからでございます。主に平成30年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、議案第39号、平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

住民基本台帳法施行令の改正等に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

主な改正の内容といたしましては、住民基本台帳法施行令の改正により、婚姻等で氏に変更があった場合でも、住民票にその者が従来称してきた氏である旧氏の記載を求めることが可能となり、住民票に記載された旧氏での印鑑登録並びに印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の氏名の欄に旧氏を記載することを可能とするものであります。併せて、「印鑑登録証明事務に係る質疑応答について」に係る国からの通知に沿った取り扱いとしまして、印鑑登録証明書の記載事項である性別に関する事項を削除する等を規定いたすものであります。

施行日につきましては、令和元年11月5日といたします。

続きまして、議案第40号、平生町基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、平生町に設置しております9基金について定めたものでありますが、この度、新たに平生町森林環境整備基金を創設し、追加するものでございます。

平生町森林環境整備基金は、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保することを目的として新たに設置された森林環境譲与税を主な財源として、本町の森林整備等を計画的に実施するために設置するものであります。

基金設置後は、毎年交付される森林環境譲与税をその都度積み立て、適切に管理されていない森林の経営管理の適正化を図るための費用に充てるなど、森林環境譲与税の設置目的に沿った事業実施のための財源として活用していくこととしています。

施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第41号、平生町立平生幼稚園保育料条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、令和元年5月17日に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、10月1日から幼児教育・保育が無償化されることに伴い、本条例を廃止するものでございます。

施行日につきましては、幼児教育・保育が無償化される令和元年10月1日といたしますが、附則にて経過措置を規定しておりまして、廃止前の平生町立平生幼稚園保育料条例の規定により徴収することとした保育料の扱いについては、従前の例によることとなるものであります。

以上をもちまして、本日ご提案申し上げております議案の予算3件、条例3件につきましてはの提案理由説明を終わらせていただきますが、次の平成30年度一般会計ほか、6つの特別会計の歳入歳出決算の内容につきましては、高木副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申しあげたいと思います。

終わりに報告12件でございますが、まず、基金に関する報告が11件でございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか10基金の平成30年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、地方自治法の規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいた健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率の報告が1件ございます。同法律に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきますので、よろしく御審議をいただきまして、ご議決、あるいはご認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 高木副町長。

○町長（高木 哲夫君） それでは、平成30年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきましては令和元年5月31日に出納閉鎖を終えて調製の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、7月26日から8月13日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理などについて、直接担当課に説明を求め、日時を費やしての審査をなされました。

その後、8月26日に審査の講評を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるにあたり、その概要を、主に決算の附属資料を基に一般会計から順を追ってご説明申し上げます。

なお、財産に関する調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づき作成しておりますが、別冊としておりますので、申し添えます。

最初に、認定第1号平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算についてご説明申しあげます。

歳入総額は5億818万2,757円、歳出総額は48億7,207万892円でありまして、歳入歳出差引額が2億3,611万1,865円となっております。

2019年度へ繰越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額が7,849万5,706円でありまして、実質収支額につきましては1億5,761万6,159円となるものでございます。

単年度収支につきましては、4,967万6,375円の赤字となっております。

実質単年度収支につきましては、財政基金の積立額が取崩額を4,176万5,239円上回っておりますものの、積立額が平成29年度を下回ったことと、前年度実質収支が多額であったことなどにより赤字となっております。

歳入歳出の前年度対比につきましては、歳入が1.7%の減、歳出が2.1%の減となっております。主な歳入歳出の減額要因といたしまして、歳入におきましては財政基金からの繰入金金の減額や平成29年度事業であります佐賀地域交流センターの耐震関連事業、ため池緊急防災体制整備促進事業の特定財源である国・県支出金の減額によるものです。歳出につきましては、財政基金への積立金の減額や佐賀地域交流センターの耐震関連事業費、ため池緊急防災体制整備促進事業費が皆減となったことによるものです。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心にご説明申しあげます。

歳入からであります。決算書の9ページをご覧くださいと思います。

町税につきましては、平成29年度決算額と比較して、軽自動車税の登録台数は減少しておりますが、税制改正により引き上げられた税率の適用を受ける登録車両の増加により増額となっております。町民税、固定資産税、たばこ税は総額として横ばい状態となっており、町税全体では前年度と同程度の額となっております。

10ページの地方消費税交付金につきましては、交付金額が増額となっております。

11ページの地方交付税の普通交付税は、国勢調査人口の減少分が反映されており、前年度と比較して減少となっております。特別交付税は災害復旧事業費の増額が主な要因で1,160万1,000円、7.3%増加しております。

14ページからの国庫支出金の国庫負担金につきましては、主に公共土木施設災害復旧費の減額により、前年度との比較では、1,718万1,218円、4.6%の減少となっております。

15ページから16ページにかけての国庫補助金につきましては、主に平成29年度事業であります経済対策分臨時福祉給付金事業費の減額により、前年度との比較では、5,224万1,040円、47.1%の減少となっております。

16ページから17ページにかけての県支出金の県負担金につきましては、主に国民健康保険基盤安定負担金の減額により、671万6,528円、2.9%の減少となっております。

次の県補助金につきましては、主に農業用施設災害復旧事業費の増額により、1,088万6,061円、10.0%の増加となっております。

19ページの県委託金につきましては、主に衆議院議員選挙費、山口県知事選挙費などの選挙費や都市計画基礎調査費の減額により、1,530万7,354円、33.7%の減少となっております。

20ページの寄附金につきましては、ふるさと納税額が4,870万1,236円となり、前年度との比較では432万円の増加となっております。今後におきましても地域振興の観点からも更なる充実を図り、財源確保の一助となればと考えております。

次の繰入金につきましては、財政基金からの繰入額が5,312万円3,000円、42.3%減少しております。主に老朽化した公共施設の維持補修など多種多様な財政需要に対応する一般財源の確保のため、やむを得ず財政基金からの繰入を行ったものであります。基金残高を確保するため、今後においても引き続き基金依存体質からの脱却と将来の財政需要に備えていきたいと考えております。

21ページからの雑入の熊南総合事務組合でございますが、熊南総合事務組合に積み立ててきた旧熊南環境衛生組合の清掃処理施設の解体に要する経費について、周東環境衛生組合への負担金として支出するため受け入れるものであります。

23ページから24ページにかけての町債につきましては、2,289万9,000円、7.8%の減少となっており、その要因は佐賀地域交流センターの耐震関連事業費の減額であります。今後におきましても後年度の負担軽減のため、新規借入抑制に努めてまいります。

続きまして、歳出であります。

25ページの議会費は総額6,046万6,538円となっております。前年度と比較して75万5,443円、1.3%の増加となっております。

次の総務費は、総額で9億592万4,071円となっております。前年度と比較して8,317万42円、8.4%の減少となっております。財政基金への積立額の減額、佐賀地域交流センターの耐震関連事業費の減額が減少の主な要因であります。

一般管理費では、特定個人情報安全管理措置策定支援事業費などの減額分はありますものの災害時に要する時間外手当などの人件費が増加しております。

27ページからの情報通信費では、主に社会保障・税番号制度におけるシステム改修や第四次LIGWANへの移行に取り組んでまいりました。

29ページからの財産管理費は、主にJアラート受信機の更新や危険ブロック塀対策のほか、公共施設等総合管理計画に基づく取組みも進めてまいりました。

また、新庁舎建設における財源確保の点から、公共施設建設基金への積立も行ったところであります。

30ページからの地域振興費は、主に新たな事業として山口ゆめ花博事業において町のPRや特産品の販売促進に取り組んだほか、夏期巡回ラジオ体操会を開催し、「長寿の町 平生」を全国に発信してまいりました。協働のまちづくりにおきましては、地域おこし協力隊員や集落支援員を引き続き配置し、地域の実情や課題の把握に努めてまいりました。今後も地域の課題解決や地域力の向上に取り組む活動を支援してまいります。

31ページからの交通安全対策費では、地域の安全・安心対策としてカーブミラーの修繕や黒羽根バス停の改修、街路灯の設置補助事業に取り組んでまいりました。

32ページからの地域交流センター運営費では、生涯学習の場だけではなく、地域づくりや地域福祉等の活動拠点となることから、機能の整備に努めてまいりました。

33ページからの賦課徴収費では、山耕地番における重複地番の解消などに取り組みました。

35ページからの選挙費では、山口県議会議員選挙の準備経費ほか、町長選挙、町議会議員補欠選挙などを実施しております。

37ページからの民生費では、総額で15億3,625万8,450円となり、前年度対比では2,788万9,428円、1.8%の減少となっております。減額の主な要因は、経済対策分臨時福祉給付金事業費であります。

社会福祉総務費では、「誰もが健康で生き生きと暮らせる協働のまちづくり」の実現に向け、災害時に避難行動の支援を要する人の詳細な情報の申請や登録を行いました。また、情報を地域の団体と共有して地域で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりました。

39ページの福祉医療対策費では、福祉医療の支給に要する経費として、経済的負担の緩和を図り、安心して医療を受けられる取組みを進めてまいりました。また、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドックの費用助成を進めてまいりました。

障害者福祉費では、障害福祉サービス費、障害児給付費において給付費は横ばいで推移しております。障害者自立支援給付等の制度改正に伴い、システム改修を行い、給付事務の改善に取り組んでまいりました。

42ページからの保育所運営費では、広島広域都市圏の協定により一時預かり保育事業の広域利用が可能となる体制整備に取り組んでまいりました。

また、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため病児・病後児保育事業を隣接する市町と共同で取り組んでまいりました。

44ページからの衛生費では、総額で3億4,654万8,257円で、前年度対比では4,024万2,956円、13.1%の増となっております。

清掃処理施設の解体に要する周東環境衛生組合への負担金の増額が増加の主な要因であります。

保健衛生総務費では、周産期医療支援事業として、産科医療体制の支援を関係する柳井医療圏1市4町で取り組んでまいりました。

44ページから45ページにかけての母子衛生費では、ことばの遅れをもつ乳幼児を対象に言語指導教室を開催しており、幼児の言語発達に不安を抱える保護者の皆さんを支援してきております。現在、平生小学校で開催しており、今後も幼児教育の環境整備を進めてまいります。

また、新たに保健センター内に子育て世代包括支援センター、カンガルー室を開設し、子育て支援機関や医療機関等の関係機関と連携し、きめ細やかで切れ目のない支援体制に取り組んでまいりました。

さらに、母子が利用できる産後ケア事業を開始し、産後も安心して子育てができる支援体制づくりに取り組んでまいりました。

47ページの環境衛生費では、浄化槽設置整備事業の補助を引き続き行ってまいりました。

また、平生町快適環境づくり推進協議会と共同して熊川花壇を美しい花で彩り、山口ゆめ花博事業開催の周知とあわせて生活環境の美化意識の醸成を図ってまいりました。

環境保全費では、深刻化している適切な管理がされていない空家等への対策として、特定空家等の選定等について協議する体制の構築に取り組んでまいりました。

47ページからの48ページにかけての清掃費では、周東環境衛生組合が旧熊南環境衛生組合の清掃処理施設を解体する経費を田布施町と平生町の両町で負担しており、当組合への負担金が増額となっております。

48ページの労働費では総額1,082万8,565円でありまして、前年度対比190万462円、21.3%の増となっております。

増加の主な要因といたしまして、勤労青少年ホーム運営費において、担当職員の配置変更に伴う人件費の増額によるものであります。

48ページからの農林水産業費では、総額2億6,772万4,124円でありまして、前年度対比5,151万9,314円、23.8%の増となっております。漁港海岸保全施設整備事業費、水産物供給基盤整備事業費の増加が主な要因であります。

49ページから50ページにかけての農業振興費では、農業振興地域整備計画策定に向けた取り組みを進めてまいりました。

50ページから51ページにかけての土地改良事業費では、単独土地改良事業として農道整備工事に取り組んでまいりました。

51ページから52ページにかけての林業総務費では、有害獣防除柵等設置事業、鳥獣被害防止対策事業を実施し、生活環境や農産物等への被害防止対策に引き続き取り組んでまいりました。

52ページから53ページにかけての水産業振興費では、山口県漁協平生町支店が実施した種苗放流事業及び新規漁業就業者確保の支援に努めてまいりました。

53ページの漁港建設事業費では、先ほど申しあげましたように漁港海岸保全施設整備事業、水産物供給基盤整備事業に取り組んでまいりました。

53ページからの商工費では、総額2,058万804円となり、前年度対比173万9,350円、7.8%の減となっております。

54ページの商工振興費におきまして、町内の産業間の連携と活性化を目的として支援を行っております。ひらお産業まつりについては、本町の産業を町内外に発信する場として定着しているものと考えております。昨年度のまつりの中では、イタリアーノひらお宣言をさせていただき、これからのイタリアをテーマとしたまちづくりのスタートを宣言させていただきました。

また、専門相談員を配置した消費者相談窓口として設置されている、柳井地域広域消費生活センター業務の利用促進に管内1市4町共同で取り組んでまいりました。

54ページから55ページにかけての観光費では、広島広域都市圏において、観光ガイドブックを作成し、広島広域エリアとして観光の魅力を全国に発信してまいりました。また、大星山サイクルフェスタの開催支援など観光協会と連携した観光行政に取り組んでまいりました。

55ページからの土木費は、総額4億7,398万4,275円となりまして、前年度対比2,743万4,605円、5.5%の減少となっております。減少の主な要因といたしましては、道路橋梁補修事業費、都市計画基礎調査費の減少などによるものであります。

土木総務費では、がけ地近接等における危険住宅の移転補助事業、不特定多数の人が利用する大規模建築物の要緊急建物耐震化補助事業に取り組んでまいりました。

56ページにかけての道路橋梁維持費では、舗装補修等2件を実施し、道路維持管理に努めてまいりました。また、平生小学校前の歩道橋を含め、橋梁点検事業に取り組んでまいりました。

56ページの道路橋梁新設改良費では、道路改良工事5件を実施し、道路整備に努めてまいりました。

河川維持改良費では、老朽護岸改良工事1件、浚渫工事2件の改修事業に取り組んだほか、大内川総合流域防災事業を進めてまいりました。

58ページの住宅管理費では、引き続き火災警報器の取替工事を実施したほか、町営住宅の維持管理のため、施設の補修に努めてまいりました。

58ページからの消防費は、総額で2億6,537万9,270円となりまして、前年度対比120万7,662円、0.5%の減少となっております。年次計画的に消防ポンプ積載車を購入し、消防施設整備に努めてまいりました。

60ページからの教育費は、総額3億1,156万6,888円となりまして、前年度対比978万5,890円、3.0%の減少となっております。

61ページにかけての事務局費では、いじめ問題対策連絡協議会を立ち上げ、いじめ問題対策に取り組んでまいりました。また、ICTを活用した「わかる授業」の実践や児童生徒の情報活用能力の育成に努めてまいりました。

61ページから62ページにかけての小学校費の学校管理費では、国の補助事業を活用して、

平生小第3校舎1階のトイレ改修工事を実施いたしました。また、空調を設置して児童の健康管理対策に取り組んでまいりました。

62ページから63ページにかけての小学校費の教育振興費では、遠距離通学費や就学援助費の支援のほか、佐賀小学校においては、補助教員を2名配置して複式学級の設置に伴う不安解消ときめ細やかな教育の推進に取り組んでまいりました。

63ページから64ページにかけての中学校費の学校管理費では、防火シャッター改修工事、プールろ過機更新工事を実施し、施設整備に取り組んでまいりました。また、空調を設置して生徒の健康管理対策に取り組んでまいりました。

64ページから65ページにかけての中学校費の教育振興費では、小学校同様に遠距離通学費や就学援助費の支援に取り組んだほか、英語の基礎的な知識や技能を確実に身に付けられるよう英語検定の検定料の半額助成を実施いたしました。

65ページから66ページにかけての幼稚園費では、空調を設置して園児の健康管理対策に取り組んでまいりました。

66ページから67ページにかけての社会教育総務費では、総合文化展が記念すべき50回目を迎え、記念式典におきまして平生町の文化活動や生涯学習の発展に寄与していただいた皆さんに感謝状を授与いたしました。

68ページの歴史民俗資料館費では、明治150年記念事業として明治維新の志士「白井小介」に関するパンフレット及び案内看板を作成、また歴史講座や特別展示を開催し、平生町の歴史を学ぶとともに郷土を愛する気持ちを育んでもらう取組みを進めてまいりました。

70ページの保健体育施設費では、堀川公園内の遊具の修繕を施し、利用者の安全確保に努めてまいりました。

70ページからの災害復旧費は総額5,158万2,238円となりまして、前年度対比178万9,985円、3.4%の減少となっております。

平成30年7月の梅雨時期の豪雨などにより被災いたしました農業用施設、土木施設におきまして復旧工事を実施いたしました。が、地元調整等に時間を要し、繰越となっている工事もございます。

71ページの公債費につきましては、総額で5億1,437万1,057円となりまして、前年度対比3,634万7,327円、6.6%の減少となっております。新規借入抑制効果が表れたものと考えております。

諸支出金は、総額で1億685万6,355円となりまして、前年度対比1,043万2,863円、8.9%の減少となっております。減少の主な要因といたしましては、水道料金低減対策事業及び離島航路事業の負担金額が減少したことによるものであります。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比

率が歳出における公債費の減額が主な要因で91.5%となり、0.7%減少しております。

また、実質公債費比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において、13.3%となり、0.4%改善しております。将来負担比率につきましても、155.1%となり、9.2%減少しております。新規借入の抑制による、地方債現在高の減少や充当可能基金の増加が比率改善の主な要因であります。依然として数値は高く、今後も財政運営に注意を払い、各種指標が悪化することのないよう、最重点課題として取り組むこととしております。

財政基金の残高は29年度末と比較いたしますと、4,176万5,239円の増額となっており、30年度末残高は4億2,111万1,174円となっております。残高については、増額したとはいえ、十分な水準にあるとはいえ、基金依存体質からの脱却を実現する必要があると考えております。

財政状況は、高齢化により医療給付費や介護給付費が増加することが今後も予想され、社会保障関係経費の上昇や老朽化した公共施設の維持補修費、人口減少に伴う納税義務者の減少による税収をはじめとする一般財源の確保の困難さなど、地方財政を取り巻く環境はこれまで以上に厳しさを増すことは避けられないと予測され、行財政改革を推し進め、引き続き財政健全化に取り組むことが必要不可欠であると認識しております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川 裕之君） ここで、暫時休憩いたします。再開を10時15分からいたします。

午前10時06分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。高木副町長。

○町長（高木 哲夫君） 続きまして、特別会計についてご説明申しあげます。

認定第2号平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、ご説明申しあげます。歳入総額は17億4,761万1,313円、歳出総額は17億2,830万7,698円、歳入歳出差引残額は1,930万3,615円でありまして、これにつきましては、2019年度へ繰り越すものであります。

30年度末における国民健康保険加入被保険者数は、29年度末と比較して72人減少して2,814人となっております。

それでは、歳入からご説明申しあげます。

5ページの国民健康保険税につきまして、30年度の保険税収入額は前年度と比較いたしますと、現年課税分と滞納繰越分をあわせて4,791万2,700円減少して、2億5,896万8,000円となっております。

現年分国民健康保険税額は、主に保険税率の引き下げにより減額となっております。

平成30年度から県が財政運営の主体となっており、療養給付費にかかる国庫支出金、療養給付費交付金等は県の歳入に移行しております。保険給付費にかかる費用につきまして、県から12億2,821万9,630円が交付されております。

次に歳出であります。9ページからの保険給付費の一般被保険者療養給付費は、4,016万713円減少し、9億8,245万1,341円となり、前年度対比では3.9%減少しております。

退職被保険者等療養給付費は、被保険者数の減少により、1,585万1,466円減少し、1,378万6,944円となり、前年度対比では53.5%減少しております。

一般被保険者の高額療養費は、503万227円減少し、1億6,113万3,709円となり、前年度対比で3.0%の減少となっております。

保険給付費全般では、6,183万5,082円減少し、11億7,409万6,771円となっております。

今後も被保険者数は減少すると見込まれますが、計画的な基金の活用を踏まえ適切な事業運営を進めていきたいと考えております。

医療費の抑制に向けて、健康づくりに対する意識の向上、重症化を招かない予防事業を推進するなど、医療費の抑制に引き続き取り組んでまいります。

次に認定第3号平成30年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は、6億900万9,284円、歳出総額は6億690万9,284円、歳入歳出差引残額は210万円でありまして、これにつきましては、2019年度へ繰り越すものであります。

30年度の管渠整備につきましては、宇佐木地区では、上殿地区、平生村地区では沼地区、大野北地区では今井地区、大野南地区では中村南地区、堅ヶ浜地区では荒木地区において実施しております。

これにより、30年度末の整備面積は全体では271.34ヘクタールとなっております。普及率は60.7%、下水道接続率は82.2%となっております。

3ページからの歳入の主な内訳といたしましては、下水道使用料であります。1億2,673万8,394円となりまして、前年度から微増となっております。収納率は、上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化により、高い収納率を維持しており、現年度は99.9%となっております。

国庫支出金は、国庫補助金が2,170万7,000円となりまして、前年度対比1,639万3,000円、43.0%の減少となっております。

一般会計繰入金は、1.4%減少して、2億7,419万5,390円となっております。整

備に伴う工事請負費の減額が主な要因です。

5ページからの歳出ですが、下水道管理費につきましては、流域下水道事業維持管理負担金が流入量の実績等により147万481円増加しております。

6ページの下水道整備費の工事請負費では、公共下水道管渠布設工事や公共ます設置工事など12件の事業を実施しております。

公債費は、依然として3億円を大きく超えるものとなっております。

この傾向は当面は続くと思っており、公債費の適正な管理に引き続き努めていくことにしております。

次に、認定第4号平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出ともに1億355万9,152円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。前年度対比では13.5%の増加となっております。

管渠整備につきましては、平成19年度に完了しており、30年度末の水洗化世帯数は415世帯、下水道接続率は75.0%となっております。

処理区域内人口が減少しており、流入量も減少することが予測され、処理施設の維持管理費の確保が大きな問題となります。引き続き、水洗化の促進に取組み、財源確保の点からも使用料収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

3ページの使用料につきましては、1,582万5,907円となりまして、前年度対比6万5,279円、0.4%の増加となっております。

一般会計からの繰入金につきましては、7,187万3,245円となりまして、前年度対比1,322万8,697円、22.6%の増加となっております。処理施設の改修経費が増額となったことが主な要因であります。

公債費では、引き続き適正な管理に努めていきたいと思っております。

続きまして、認定第5号平成30年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出総額ともに2,446万4,205円となっております。実質収支額もゼロとなるものであります。

介護認定審査会は毎週2回の開催を基本としており、総開催回数は81回で、審査判定件数は2,173件で前年度と比較して125件減少しております。

3ページの歳入につきましては、これまで同様、審査会の構成町であります、田布施町と上関町からの負担金と平生町からの運営費としての繰入金により審査会事業を運営しております。

4ページの歳出につきましては、認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。運営業務につきましては、前年度と内容に変更点はありません。

続きまして、認定第6号平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は14億3,182万3,311円、歳出総額が13億9,299万6,843円となりまして、歳入歳出差引残高3,882万6,468円を2019年度へ繰り越すものであります。

高齢者数の増加により、30年度末の第1号被保険者数は4,537人で前年度と比較して50人増加しております。

5ページからの歳入につきましては、介護給付費に要する財源として保険料、国庫支出金や支払基金交付金などで構成しております。

歳出の10ページから11ページにかけての保険給付費につきましては、給付費総額が12億4,183万5,293円となりまして、前年度と比較して1,438万6,193円、1.2%の増額となっております。

介護保険施設である老人保健施設への入所者が増えたことによる給付費の増加が主な要因であります。

要介護者に対する給付であります介護サービス等諸費では11億4,307万7,716円となりまして、前年度と比較して2,395万1,815円の増額となっております。

要支援者に対する給付であります介護予防サービス等諸費では1,769万1,830円となりまして、前年度と比較して1,252万5,733円の減額となっております。

ちなみに30年度末の高齢化率は38.6%となっております。

介護保険事業計画に沿って、一人でも多くの高齢者の皆さんがふるさと平生町で元気に暮らしていけるよう介護予防の取組みを進めてまいります。

また、引き続き高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの構築に努めるとともに、新しく生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に取り組んでまいりました。

次に、認定第7号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出総額ともに2億3,733万744円となりまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

3ページからの歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、歳入総額は1億6,555万5,638円となり、歳入決算総額全体の69.8%を占めており、収納率は現年度分で99.9%であります。

5ページからの歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で2億2,501万2,306円となっており、歳出決算総額全体の94.8%を占めております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、別冊の財産に関する調書、30年度決算の附属資料及び決算審査意見書をご参考に、ご審議を賜りますよう、お願いを申しあげまして、決算報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第30. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第30、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） それでは、通告のとおり質問いたします。

初めに、曾根地域交流センターに関する最近の話題を少しお話させてください。曾根地域交流センターは、避難場所に指定され、避難訓練なども実施されていますが、本当の台風のとき指定される避難場所は、平生まち・むら地域交流センターを勧められ、避難を諦め、親戚やホテルなどに避難しているのが現状です。

ですが、この8月のお盆の台風のときには、曾根地域交流センターに自主避難できるとのことに、このたび利用する人はいませんでしたが、これから安心できるよね、遠くの避難より近くの避難場所、曾根地域交流センターが活用できることにうれしい、ありがたいとの声が多くあります。これは曾根住民の気持ちです。私もうれしくなりお礼が言いたいので、余計なことですが話させていただきました。ありがとうございます。

それでは、1問目の質問です。曾根地域交流センター周辺に関連した利用者だからこそわかる、より有効な活用についてです。

3点お尋ねします。

コミュニティセンター駐車場は車がとめられるスペースは13台なので、利用者団体が重なれば当然第2駐車場、道を挟んで向かい側、思い出広場の利用は不可欠です。思い出広場の敷地内には公園、バスケットコートもあり、また桜の木も生い茂り、そばには車を近づけると傷がつきそうなどところもあります。駐車できる範囲と第2駐車場の看板の設置はできないかのお尋ねです。

2番目は、地域交流センターは避難場所に指定されていますが、入り口に立派な門があるため入り口が狭いです。また、第2駐車場のほうも思い出広場も金網のフェンスがあり、入り口が狭く、また明かりもなく不安なところ です。

第2駐車場、思い出広場入り口の金網の撤去を要求しておりました。便利になると思われるのだが、いまだに撤去しない理由は何でしょうか。

3番目に、廃止している旧熊南地域休日診療所の建物は、道路沿いの一番いいところにあるのですが、あれは必要なものでしょうか。また、診療所の駐車場は活用させていただけないのでし

ようか。

以上、お尋ねです。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 中本議員にお答え申し上げます。

まず初めに、曾根地域交流センターの駐車場はうまく機能しているかなどのお尋ねがございました。

曾根地域交流センターは、平成24年度に曾根公民館として建設されたものであります。建設に対しましては地元の方々の協力を重ねまして、財政的な負担軽減を図るため、リース方式で建設しております。

平成29年度からは、同公民館を曾根地域交流センターと名称と体制を変更し、地域づくり活動を推進する拠点といたしまして位置づけているところでございます。

このたび中本議員からご指摘をいただきました駐車場につきましては、建設当初からの形で利用者によって活用されております。同センターの利用状況によっては、同センターから県道光上関線を挟んで向かい側に旧曾根小学校跡地である思い出広場を第2駐車場として利用しております。

現在思い出広場において駐車場部分とバスケットコート等の境が明確ではなく、駐車場としての表示もございません。

今後関係課との連携のもと、駐車場としての利用状況を確認しながら、駐車できる範囲の表示及び駐車場看板の設置を検討してまいり所存でございます。

それから、地域交流センターの入り口が狭いということで、照明もないということですが、曾根地域交流センターの入り口はちょうど和田川線に面しておりますが、一定程度の安全性は保たれていると判断をしております。今後支障となる事例が発生した場合には、適時検討してまいり所存でございます。

次に、第2駐車場のところの旧休日診療所の件でございますが、この旧休日診療所の敷地を有効活用していく検討につきましては、平成29年6月定例会におきまして中本議員からの一般質問に対して答えさせていただいているところでございます。

思い出広場進入路側のフェンスと電話ボックスを撤去すれば、進入路が広がり、この敷地への一定台数の駐車が容易になることはたしかであります。街灯の設置などともあわせまして、これらについて地域からの要望を受けまして、それに沿った方向性の具現化に取り組んでいくというふうになっております。

それから、これが休日診療施設の件でございますが、熊南地域の休日診療施設組合解散に伴う財産処分につきましては、平成29年8月23日の総務厚生常任委員会においてご説明いたしております。平成20年3月の組合解散時に解散費用を含め113万9,000円の清算金額が当

町に帰属したという内容でございました。

この建物では交流センターの建てかえ、供用開始以降、町の遊休備品に加えて地域の声を受けて、曾根地域交流センターとコミュニティ協議会等の関係備品も多く保管している現状は議員もご存じのことと思います。現有の建物を有効活用するという観点からも、当面使用が可能である期限はこういった声に答えていくべきであるとするスタンスに変わりはありません。

しかしながら、昭和53年に既に存在していた建物でございます。解散から10年以上経過し、随所に老朽度外の進捗が見受けられることも事実でございます。

今後この建物についても公表して、町総合管理計画に基づきまして個別施設計画を策定してまいります。これに伴って実施いたします現地調査を経まして、照明数の目安を設けることになると思います。この個別計画に基づきまして地域の理解も得ながら、先ほど申しあげました清算金を原資といたしました解体に向けた動きを進めていくこととなるものと思います。

よって、この施設の解体までを、その後の施設利用についての検討期間と位置づけ、駐車場整備を含めた有効活用について考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 前向きに検討いただけること、ありがとうございます。本当に説明を受けたとき、解体費用もらっていて、その解体費用どこに行ったのかなとって、要らん心配までしておりましたが、前向きなことですので、よろしくお願ひします。

曾根バス停前は、今ごろは少なくなりましたが、中学生もあそこのバスを利用しております。だから本当に見通しのいい安全な場所に、事故が起こってからでは遅いので、できることがわかりましたので、順次お願ひしたいと思ひます。

そして、バス停前は曾根のメインストリートです、いへば、9日の月曜日、周辺の草刈りをされ、今はきれいになっていますが、常時見通しのよい住民が安全に暮らせるよう配慮した工夫を、ある以上はお願ひいたします。草の根っこもいっぱいありますし、当分解く気がなかったら、あそこをきちんとセメントも張ってくれと言ようと思つたんですけど、前向きなお答えをいただきました。ありがとうございます。

本当に金網はボランティアでお金は要らない、道具があるのでボランティアで撤去してもいいという申し入れをした住民もおりますので、いろんなところで心配をさせていただいておると思ひます。

今度はまた地域交流館のほうに行きますけど、13台の駐車スペースがあるんですけど、あれに道がありますよね、西べらにね。あそこから雨が降って少し雨がひどければ、水が交流センターに流れてきます。一部車が水浸しになるんですね。それはあれで、時間がたてば自然に引いておりますけども、ばっとおりて、びっしょりになるんですね、足元が。まさか水がたまってい

るとは思わないので。あそこらあたりも一度、検討していただければと思います。

そこらあたりの件もちょっとお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

水がたくさんたまるということですが、最近昔と違って雨の量も昔と全然変わってまいりまして、本当に集中豪雨長く続くという状況で、そういう状況がどこもかしこもたくさんございます。

そうは言っても何とかしなきゃいけないわけでごさいます、私どもといたしましてもよく検討しながら、どういう策ができるのかというのいろいろ検討して、対策を今から先、いろんなところもとっていかないとということでございますので、その状況を見ながら検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。本当にお礼を言いたくなります。今までは言ってもどうにもならなかったの、言うだけ言って、あとはぶつぶつ言うだけで諦めていましたけども、失礼があるかもしれませんが、今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、2番目の質問に移ります。公共施設、公共物の管理についてです。

初めに、公共物の管理です。家電リサイクル、6つぐらいあると思うんですが、このたび多数処分されています。処分するまでどのように保管していたのか、倉庫等は整理整頓しているかというのと、それは公共物です。

公共施設の管理についてですが、もう一つは公共施設の管理で、旧熊南地域診療所についてです。建物の維持管理はどのように今までしてきたのか、建物の解体費はどうなっているのかというのをあわせてお聞きしたいと思いましたが、今まで管理はどこがされているか、それだけでいいです。解体のことはもう先ほどの1回目の質問でわかりましたので、その点をお伺いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、リサイクルの話でございますが、各地域交流センターにおきましては、利用者の利便性を向上するため家電等の町の備品を設置し、利用者により使用されております。経年劣化により使用できなくなった家電につきましては、各センターで一時的に保管し、適時処分をすることになります。

平成29年度から各公民館は地域交流センターに変更となりましたが、地域振興課において各センターの備品管理状況を確認したところ、廃家電が存在することが判明し、平成30年度から順次廃棄しているところであります。

本年度におきましても、当初の予定どおり6月に冷蔵庫4台、テレビ2台を処分しております。また、備品の管理につきましては、年度末に全庁的な見直しの際に、備品台帳の更新をいたし

まして、今後におきましても町の備品については適切に管理を行っていきたいというふうを考えております。

それから、休日診療所の件でございますが、先ほども申しあげましたとおり多くの備品を保管しております。現状においては必要な建物であるという認識しておりますが、また維持管理につきましては、必要最低限の経費をもって維持していきたいと思っております。

この敷地については、年2回程度地域の方と協力して、除草作業を行っている状況でございます。

また、建物内部が多くのもので大変手狭な状態となっていることでもありますので、近いうちにはコミュニティ協議会と関係所管で協力して、施設内の管理を実施したいと考えております。

解体資本につきましては、先ほどお答え申しあげましたとおりでございます。清算金額は当初一般会計の一般財源内に留保されておりますので、これを使わせていただくということになります。管理自体は総務課のほうで管理をいたしております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 今、町長さんからお話がありましたのは、地域振興課で処分される台数と思うんですが、ほかの課にもあるんじゃないかと思うんですが、その件を説明お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 教育委員会から公共物、学校備品のほうの管理についてお答えをさせていただきます。

ご指摘の家電の中には、今回学校から出ましたブラウン管テレビがございます。今回の処分に至るこの経過を申しあげますと、2011年7月にアナログ放送が終了してデジタル放送に切りかわったことで、学校現場のブラウン管テレビは視聴用としての機能は果たさなくなりましたけれども、DVDあるいはビデオの再生用として授業で使用しておりました。

平成28年から各学校へモニターあるいは電子黒板、タブレット端末等のICT機器を順次導入をしていきましたことから、次第にブラウン管テレビを使用することがなくなっていき、学校の空き教室あるいは学校の倉庫等に保管していたものを今年度一括して処分をさせていただきました。

教育委員会では、今のように備品管理につきましては、ご指摘もありましたことも踏まえ、さらに今後適切な管理を心がけてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 濟いませぬ、本当にそうだろうと思って察してはいます。でも18台ぐらいテレビがリサイクル料払って処分していただくということは、要らないもののため

ない、一目でわかる感じ、そのためには整理整頓が大切、要らないものはすぐ処分しないと幾ら倉庫があってもまた必要になり、またもう一つ倉庫が要る。現に熊南のそばにも1軒プレハブのいいのがありますよね。整理したら何とかなるんだろうと思うんですね。そこらあたりをきちんとしていただけたいなと思います。

それは備品との台帳、備品台帳との照合をすれば、これは全て廃棄処分しない限り全部町の財産だと思っていますので、備品台帳との照合は怠りのないようにやっていただきたいと思います。

きょう私は、このたび本当にかかわった人は新しい課に配属されて、本当に大変なことを町長さんの指導のもとにやられたんだろうとは思いますが、これをした職員は工程管理のできる管理能力が高い優秀な人だと私は思っています。せんないことを質問しましたが、お疲れさんと言いたいです。ほかの職員にもこれが普及していったら、平生もよくなるかなと思っています。町長さんのお考えをお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 備品の管理につきましては、これから適正に処理していかなくやいけないというふうには思っております。やっぱり帳簿とよく照らし合わせて、先ほどおっしゃられましたとおりに、不要なものは早く処分するというので、ご承知のとおり部屋も、部屋といいますが、面積も少ないところで皆さん大変なところでやっておりますので、こういうところでそういう不要なものがあるともっと狭くなりますので、そういうことも踏まえて直ちに不要なものは、不要なものは帳簿を見ながらちゃんと処分するというので徹底していきたいなというふうには思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

.....
○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） それでは、一般質問させていただきます。

まず1つ目の質問は、児童虐待防止対策について4つ質問させていただきます。

全国的に児童虐待の相談通告の対応件数が増えております。新聞の記事によると、最多の15万9,000件で28年連続の増加ということで、新聞の内容を見ると面前DVというのが10年間9.7倍というデータとなり、全体の55.3%を占めるようになったという報道がされております。

また、最近ちょっと前ですかね、悲惨な虐待事件が相次いで、その前から相次いでおりますが、来年1月には親による子供への体罰を禁止する改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が施行されます。

平生町も児童虐待相談件数が増えていると推測をしているんですが、平生町の児童虐待相談の件数と職員の研修等の対応状況はどうでしょうか。

また、相談事例のうち、これ全国ルールがそうなんですが、通告受理後、48時間以内に児童の安全確認がとれなかったものはありますでしょうか。もしあるのであれば、その件がどのように改善されたのかお聞かせをください。

次に、2番目なんですが、児童相談所全国共通ダイヤル189、「いちはやく」と言うんですが、周知・啓発の取り組みはどのようにやっているのでしょうか。

11月は推進月間なんですが、チラシを全戸配布するなど行ってはどうでしょうか。あと、ホームページに具体的に掲載しているかどうか、そこら辺も確認したいのでお願いします。

また、行き過ぎたしつけは虐待であり、しつけを名目とした不適切な育児が行われないことが必要です。

この防止のため、体罰に依存しない育児が推進される愛のむちゼロ作戦を厚生労働省は行っておりますが、平生町で行う予定はあるのでしょうか。

次に、学校のほうなんですが、小中学校では校務文書に児童虐待対応は位置づけられて教職員の方、研修が行われているのでしょうか、お聞かせください。

それで4番目なんですが、山口県は里親とファミリーホームで暮らす子の割合を2割強から3割強とする目標を掲げております。平生町は何か協力できないでしょうか。里親の開拓、養育やマッチング等の里親に対する支援について、それぞれどのような取り組みを行っているのでしょうか。

また、里親委託率の目標と仕分けの取り組みは何も行わないのでしょうか。

以上、4点、よろしく申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 児童虐待のお尋ねでございますが、昨年度の平生町の児童虐待通告件数は9件でした。子弟はそれぞれ1件とカウントいたしますので、世帯で言えば6世帯になります。

平成28年児童福祉法等改正法により、市町村は児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならないとされたことでございます。

市町村の要保護児童対策調整機関への専門職の配置及び研修の受講が義務化されたこと、支援拠点を整備することが努力義務化されたことなどから、児童相談所だけでなく市町村のこども家庭相談業務に従事する職員の専門性の向上が必要となっております。

市町村にはいわゆる二次層としての役割が求められており、これを受けて平成28年度、平成29年度と担当職員がそれぞれ児童福祉司、要保護児童対策地域協議会調整担当者の研修を8日間ですが受講いたしまして、スキルアップを図ってまいりました。

安全確保の件でございますが、昨年度の9件の相談事例については、40時間以内に全て安全確認はとれました。

また、泣き声通告があれば、基本市町村が対応となりますので、こども班の担当者と保健師で安全確認に向かうケースもあるとシミュレーションを行っております。

平生町要保護児童対策地域協議会では、毎月第3水曜日にケース会議、年に3回実務者会議を開催いたしまして、各機関の関係者が集い連携を密にいたして気になる家庭児童についての情報の共有と役割の確認をしているところでございます。

全国ダイヤル「いちはやく」についてお尋ねがございました。虐待通告相談がすぐにできる児童相談所全国共通ダイヤル189「いちはやく」については、厚生労働省作成のポスター、リーフレット、しおり等のツールを町内の窓口等に掲示、設置しております。今年度も役場教育委員会、保健センター、地域交流センター、幼稚園、保育園、小学校、中学校等に配布、掲示するようにはいたしております。10月中旬に配布を予定しておるところでございます。

また、11月の児童虐待防止推進月間中は、町役場本庁舎に懸垂幕を掲げまして周知啓発を行っているところでございますが、ホームページへの掲載はいたしておりませんので、今後は掲載していきたいというふうに考えております。

親はしつけ、愛のむちのつもりでも、いつのまにか虐待へとエスカレートしてしまうこともあり、体罰や暴言による愛のむちを禁止する啓発リーフレット「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」については、現在1歳半健診時に配布いたしております。

来年4月、親による体罰を禁止する改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が施行されることに伴いまして、保護者や関係者に対しましてリーフレット等を活用し、周知啓発活動に努めてまいりたいというふうに思いますし、要望があればセミナー研修等の開催等も考えてまいります。

それから、里親とファミリーホームのお話がございました。現在、里親家族は平生町にはありません。里親として登録されている夫婦は1組ございます。

里親に対する支援といたしましては、国、県から里親手当、生活費の支給のほか、おのおのの子供の養育に必要となる学校教育費、医療費など実費支給等の助成がございます。

また、里親の開拓、養育やマッチング等実務をとる相談窓口は、岩国児童相談所になります。

昨年度山口県では親元で暮らせないと判断された児童は501人で、1里親及びファミリーホームで暮らす児童は102人となっており、割合としては20.4%です。県は施設より家庭に近い環境での養育を優先したいということで、この割合を33%、3分の1とする目標を掲げております。

この里親事業の申請等窓口が県になるので、町として具体的な里親等の委託率の目標引き上げの取り組みについて設定は難しいのですが、県と児相と連携して制度を周知していくと、里親の開拓につながる協力をしていきたいなというふうに思っております。

それからファミリーホームでございますが、厚生労働省が定めた第2種社会福祉事業で、小規模住居型児童養育事業を行う住居を言いまして、極端に言えば里親型のグループホームというこ

とになろうかと思えます。

家庭環境を失った子供を里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者が家庭に向かい入れて養育する家庭養護でございまして、養護者の家族の中で、五、六人の子供を預かり、子供同士の相互の交流を生かしながら基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を補い、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることを主な目的といたしております。

県内には、下関市、宇部市に2つ、山口市、美祢市、周防大島町に2カ所で全部で7カ所ございます。

平生町でできるかどうかはわかりませんが、そういうことができるのであれば、ぜひとも検討もしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 児童虐待防止対策についてのご質問にお答えをいたします。

虐待は子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えますとともに、次の世代に引き継がれる傾向もございまして、子供に対する重大な権利の侵害である、このようにされているにもかかわらず、この1年間だけでも関係機関がかかわりながら虐待により幼い子供が死亡するという痛ましい事案が、事件が全国で続いていると。ご指摘のままでございます。

このたび親がしつけに際して体罰を加えることを禁止すること、こういったことを盛り込んだ改正児童虐待法が成立したことを受けまして、保護者による虐待は家庭内におけるしつけとは明確に異なること、懲戒権などの親権によって正当化されるものではないこと。こうしたことをこれまで以上に周知する必要、これを感じているところでございます。

そのために、厚生労働省作成の啓発資料、リーフレットでございしますが、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」、こうしたリーフレットなどを活用しまして、さまざまな機会において保護者や関係者に対する周知活動に努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、ご質問の児童虐待に係る校務文書についてでございますけれども、各学校ともに生徒指導部門に位置づけをしております。

また、研修についてでございますが、児童虐待を発見しやすい立場にある学校等については、関係機関との連携強化に加えて、児童虐待の早期発見、そして通告義務を含めました早期対応、要保護児童対策地域協議会への参画等の的確な対応が求められております。

こうしたことも踏まえまして、今年5月に文部科学省から学校や教育委員会が虐待と疑われる事案について迷うことなく対応できるようにと学校教育委員会等に向け、虐待対応の手引、こうした手引が出されておりますけれども、各園、学校では早速この資料を教職員に配布するなど、意識の向上に努めたところでございます。

今後におきましても、時期を捉えて、この手引等を活用した研修を引き続き行うことで教職員の理解を一層促進してまいりたいと考えています。

教育委員会におきましては、教職員に対する学校等に期待される役割の周知も加え、要保護児童対策地域協議会への参画、学校からの虐待に関する相談への対応についても重要な役割と捉え、町、県の担当課や警察など関係機関と連携を強化しまして、児童虐待の防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） いろいろ対策を考えられているということで、周知活動も、ホームページのほうもまだということなんで、やっていただけることを考えていただくということでよろしくをお願いします。

あと学校のほうもいろいろと対策を考えられているということで、少し安心したかなと思うんですが。ちょっと虐待と言っても、ただ殴るとか暴言を浴びせるということだけで、いろいろ虐待の種類もあるんですね。それで余り考えたくないんですけど、性的な虐待ですかね、私もあんまり子供に対してそんなことをするの考えたくはないんですけど、実際に被害がある。実際表に出にくい事案であるらしいんですね。

それで、防止するために、性的虐待防止のための親向け、子供性被害予防セミナーというのをやっているところがあるんですね。学齢期に達する前の子供は性的なことを興味持ちやすい。その時期の保護者の方にセミナーを行っているようなんですが、こういうのをやったらどうかと思います。

あと、学校に通っている子たち——ちょっと語弊があるね。公立の学校に通っている子たちは、目が今の教育長の範囲内なんで届くと思うんですけど。平生町にはフリースクールもありますし、無認可保育園もありますし、そこら辺の対応は管轄外と言えそうですが、周知されているのかどうかということをお聞きしたいです。

あと、これも教育長にお聞きしたいんですが、名古屋市で3年前、受験指導をエスカレートさせ、小学6年生の長男を父親が刺殺した事件があった。これ教育虐待として社会に衝撃を与えたそうなんです。学校は勉強するところですから、木を隠すなら森じゃないんですが、このような虐待を見過ごしやすいのではないのでしょうか。今教育長がいろいろと手引を配ったりしてやっていると言われたんですが、こういう教育虐待、ちょっとわかりにくそうな虐待ですね。こういうのもちゃんと発見できるような感じなんでしょうか。

以上、よろしくお聞きいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 児童虐待についての幾つかの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、セミナー等の開催ということで、若干年齢層は違うかもしれませんが、学校には

学校あるいは教職員に求められる役割という中で、先ほどお話しましたように虐待の早期発見あるいは受けたと思われる子供の通告、先ほど申したとおりでございますが。それと予防防止というのもございますし、虐待を受けた子供の保護、関係機関への協力、そしてもう一つは虐待防止のための子供等への教育ということもございます。

ですから、やはりそういった生徒指導という範囲になりますけれども、学校の中ではですね。その中で暴力等、人の人権にもかかわる内容にもなっておりますので、いろいろそういった意味ではさまざまな教育場面を通して、子供たちへの教育、そして保護者に対してもいろいろこのPTAの総会であったり、いろんな場がございますので、そうしたいろんな場を活用して先ほど申しあげましたとおり研修等の工夫というか、そうしたことに努めてまいりたいと思っております。

また、学校以外の——学校以外と申しますか、町外で幼稚園、そして小中学校以外のフリースクール等の話もございましたが、その対応については再度確認をいたしまして、対応状況の確認をいたしまして、できていないところについては、また対応のほうもさせていただきたいというふうに考えています。

最後に教育虐待のお話もございましたけれども、中学校3年生の父親が刺殺をしたという話でございますが、虐待の早期発見の努力義務の中には、いろいろ視点がございまして、そういった視点を大切にしながら、先生方の研修の中で取り組んでいくという方法でやっていくということと、先ほど一番最初に申しあげましたように、さまざまな場を通じた保護者の方々への研修とございますか、ご説明というか、そういうところを通して今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、児童虐待の防止が第一でございますので、そのところをまず第一にいろんな取り組みというか、教育活動を全体を通して取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おっしゃるとおり虐待の事件が結構続いていまして、全国放送で毎日今やっているのかなというふうに思いますけれども、やはりなるべく早くそれがわかるというのが私は一番だろうと思うんです。

それと、例えばもうその町ではばれたといえますか、言われているからどっかに移る、そのときに移ったときに、その町からの情報が何もないというようなことがあったら、結局また同じ繰り返しになりますので、その辺については移転された場合は、ちゃんとその町に情報を送るといったシステムは必ずやっていかないといけないというふうに私は思っております。

それから、虐待についてもいろんな虐待がございます。本当にこれが虐待になるのかどうかわからないというような方もいらっしゃると思うので、これはこういうことをしたら虐待だよとい

うようなのわかるようなものをつくって、全体的にこれは虐待だよというようなものをつくって、まず皆さんに周知してもらい、住民の方に周知していくというのが手っ取り早いのか、手っ取り早いといっても変ですけど、一番効率的じゃないかなというふうに思っています。

本当に自分で、これ虐待と思っていないのに人から見たら虐待だというものもたくさんあると思うんですね。たくさんあったら困るんですけど。こういうことをやっていたら、これ虐待になるんかというのがわかるということが大切なので、そういうことをちゃんと周知していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） いろいろ対応考えてもらっているんで、少し安心はしたかなと思うんですけど、ただ、先日ちょっと国会のほうで内閣改造が行われて、第1子誕生後に育休を取得することを検討していると明かしていた小泉進次郎衆議院議員が入閣しました。しかし、入閣の前、育休発言に対して多くの反対意見がインターネットに見られたそうです。なぜこのような反対意見が出るのでしょうか。

児童虐待が行われる背景というものをちょっと町長にお尋ねしたくて質問するんですが、日本男性の育休取得率すごい低いということですね。短期の合わせても6%ぐらいということで、理由として人手不足、かわりがきかない、キャリアに影響する、取得しづらい雰囲気などの理由が上位を占めるようです。

ある職場で誰かが育休を取得したら確かにその職場は大変になるでしょうけど、しかし同時に育休を取得しないと家庭も大変になります。つまり本来かえがきかない事態は仕事と育児どちらでも起こり得るし、仕事も育児もどちらかを優先させないといけないという話でもないのに、日本では育児に比べて仕事の社会的価値が相対的に高過ぎるのではないのかなと思います。

児童虐待を防止するには、親の孤立をなくし、精神的な余裕を確保する必要があります。それには社会が全体で育児を見守ってあげるという雰囲気が醸し出される必要があると思うんですが、もし夫婦の間でできないんだったら、さっき言った児童保護施設、そこまで行くとちょっと極端ですけど、おじいちゃん、おばあちゃん面倒見てくれ、近所の人が見守ってくれている、そういう社会が必要なんじゃないかと思うんですが、町長は漠然とした質問で申しわけないんですが、育休を取得しづらい雰囲気、社会的雰囲気をどのように、育児をしやすい環境づくりというものをどんなふうに、総論なんですけど思っているのか、最後にお聞かせ願えればと思います。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を11時30分からいたします。

午前11時17分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 育児休業のお話ありがとうございました。大変懐かしく思いまして、私、自治省いたときに、平成3年でしたけども、地方公務員の育児休業法担当係長でした。実際につくりました。国家公務員がつくるということで、じゃ、一緒につくろうということで、国のほうと一緒にやってつくりました。本当に懐かしい感じがします。

育児休業、その当時、無給だったんですね。社会保険料は、要するに給料はもらえないのに社会保険料は払い続けてというのは、もちろん指摘ありましたが、まずもってそれを会社に求めるというのは、なかなかそういう状況じゃなかったんでできなかったんですが、今ではその分を有給といいますか、1年間社会保険料だけ全額じゃないにしても手当するというようなことは今やっているみたいですが、そういう給料がなくなって生活していけるのかなというのがありますから、そういうところをまず整備していかないといけないなというふうには思います。

ただ、民間企業でも、男性の育児休業をするのがたくさんやっておられるという企業もあります。それはやっぱり会社として相当なそういう取りやすい環境をつくられているものだと思います。

確かにおっしゃられるとおり、社会と環境をまず変えない限り今のままで男性、女性にも限らず育児休業をとるとというのは、なかなか難しいだろうというふうに私も思います。

ですから、そういう環境面、例えば給与は半額出るとか、そういうようなことを企業にお願いしたいんですけど、企業も人も少なく大変、特に中小零細企業においては人手不足で大変というときに、従業員が1年間、2年間とか休業されるということになると、本当に成り立っていくのかなというふうなこともございますので、やっぱりそういう社会環境をやっていかないといけないのかなというふうに思います。

今、小泉大臣が育休とりたいと言われたけど、何かもう話が大分変わってきてますよね。やっぱり難しいと思います。大臣がいないということになれば、やはり国の職務をやっておられるところで大臣が休みますと言うんでは、日本ではそういう風潮はまだまだないというふうに思います。よその国では結構ありましたよね、そういう育休とった大臣とかですね。やっぱりそれはそういうふうな環境にまずならない限り難しいだろうなというふうに思います。

ですので、本当に男性も女性も育児休業がとれるような社会をどうやってやっていくのかな。私どもがここで、こうしたらいいどうのこうのという問題じゃなくて、国全体がどうするかというのを考えていくべきものだというふうに思っておりますので、それをちょっと見守っていきなと、国の施策をやっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） それでは、次の質問に行きます。図書館の環境整備ということで、

2つ質問させていただきます。

まず、快適に読書ができる環境づくりに向けて建てかえ及び現状での改善の予定はということで質問します。

今、平生町図書館なんですけど、昭和42年に開設されております。一部増築ということで、左の2階部分が平成3年だったと思うんですが増築されております。古い部分は52年目だと思うんですが、新庁舎が60年、ほぼ60年で建てかえを検討したことを考えると、あと8年後ぐらいには古いところは寿命を迎えるのではないかと推測しております。

それで、第4次平生町総合計画、後期基本計画の今後の取り組みでは、「老朽化が進む図書館施設を時代に即応したバリアフリー化など施設の整備を行い、快適に読書ができる環境づくりに努めます」と書いてありますが、今まで何か行ったのでしょうか。

現状について見ると、床はスロープが多少ついているんですが、段差があるところもありますし、本棚の間隔は狭く、自習室もなく、ちょっと落ち着かない雰囲気じゃないかなと思っているのですが、どうでしょうか。本棚の間隔は自習室を確保する等の環境の整備をするには、現地での改築では狭過ぎるのではないのでしょうか。

それで狭過ぎるのでほかの場所にどうかという提案なんですけど、先ほど中本議員もちょっと空き施設のこと言われたんですけど、大野のみのげ地区に元ほのぼのセンターが空き施設ということでもありますよね。いまだに何するちゅう話も聞かないんで予定もないと思っているんですが、そこを改築して図書館にしてはどうかと。駐車場も結構ありますし、どうかなという提案なんですけど。

あと、ここでも狭過ぎるというのであれば、前、新庁舎のパブリックコメントのときに、庁舎の横に図書館とか民具館を整備したらどうかという提案をいただいているんですね、町民の方から。私も悪くないと思うんですが、新庁舎の横に多目的広場という、すごい広場をつくる基本構想にはなっていますが、建設してみたらどうかという提案なんですけど、いかがでしょうか。

次に、2つ目になりますが、図書館の設置及び運営上の望ましい基準に沿った図書館運営はできているのか。図書館協議会を開き平生町民が望む図書館像を確立してはどうかということをお聞きします。

日本図書館協会が掲げる望ましい運営基準がホームページ見ればいろいろ書いてあるんですが、この中でちょっとできていないのかなと思うところちょっと上げさせてもらおうと、基本運営方針事業計画は公表されているかと。公表というのはインターネット上に上げているのかというところをちょっとお聞きしておきます。

田布施はこんな本を集めていますよというのを上げていて、柳井の図書館は図書館年報をインターネット上で公表しております。平生町のホームページ見ても載っていないんで、どういうことになっているのかお聞きします。

あと郷土資料の電子化、これをやられているのかどうか、あとインターネット等の利用により利用者が外部の情報にアクセスできる環境は提供できているでしょうか。ここをちょっと確認させてください。

あとホームページについてもうちちょっと言いますと、柳井市とか田布施町と比べるとトピックスや特集コーナー等がないんですね。ただ検索できるホームページというものになっています。平生町の図書館年報を見ると、そこら辺も工夫、「インターネット整備による利用者の利便促進と運営の合理化」というのはあるんですけど、何かできていないように見えるんで、お考えをお聞かせください。

あと、図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会の活用による評価を行うように努めるものとするところはあるんですが、図書館評議会を開き平生町の望ましい図書館像を話し合ってみてはどうでしょうか。

また、第5次平生町総合計画策定の際、アンケートをとるなら、図書館に望むことを町民の皆さんに聞いてみてはどうでしょうか。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、町立図書館につきましては、昭和42年に開設し、その後、平成3年に増改築を行い現在の状況にあるところでございます。

近隣の市町に先駆けて昭和42年に建築した本施設は、資材ももう古く、通路の狭さなど現在ニーズに応えるものではないのも否めないところでございます。

しかしながら、改修または施設整備において優先度の高い公共施設やインフラ等が他にも多く存在し、本町の財政事情から考えれば、図書館の建てかえ等、現時点で検討課題として掲げることは難しいなというふうに思っております。

今後、公共施設等総合管理計画の個別施策計画において、方向性等を検討していくところではございますが、周辺の社会教育施設と一体化した複合的な整備や近隣市町との広域圏での活用等に転換していくことなども一つの案として検討していく必要があるものと考えております。

現状といたしましては、さきの整備方針等を掲げ、長寿命化を図りながら維持していくことになると考えておりますが、町民の憩いの場や学習の場として快適に利活用していただけるよう図書の充実、環境の整備等に努めてまいりたいと考えております。

それから、快適に読書ができる環境づくりについてのご質問にお答えします。

住民の教養、調査研究、レクリエーションの支援等の役割を担う図書館にあつては、本町の図書館は住民の暮らしに役立つ図書館として多くの方が来館されておられます。

特に幼児・児童向けの図書の整備、提供は充実しており、児童閲覧室の充実や絵本等の読み聞

かせる活動などへの支援、ひらお図書館まつりの開催等、地域に親しまれる図書館を目指した特色のあるさまざまな活動により、町外からも多くの方が訪れるなど、これまで特色のある図書館、広く住民に活用される図書館を目指して、読書に親しむ環境の整備に努めてきたところでございます。

議員さんご指摘のとおり、他の広い図書館と比べますと、通路が狭い、自習室が少ない現状ではございますが、全ての活用される方々の図書館施設の円滑な利用に向けて、これまで多目的トイレやスロープの改修などを行ってまいりました。

現在増改築等は考えておりませんが、限られたスペースの中で書架を整備するなど、快適な読書ができるスペースの確保に引き続き努めたいと考えており、加えてインターネット等の提供情報へのアクセス環境などについても今後研究してまいりたいと考えております。

次に、大野地区にある元ほのぼのセンターへの移転活用についてでございますが、床面積に大きな違いはなく、移転改修経費等からも現在のところ考えておりません。

また、図書館の建設や空き施設への本の移動についても、現在のところ考えておりませんが、昭和42年5月に開館し平成3年に増築、その後、改修を加えてきた今の施設でございますので、今後老朽化が進み、現状の施設のあり方を考えていく時期が訪れることが予想されまして、その際には関係部局と連携して考えてまいります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 私のほうからは「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に沿いました図書館運営についてのご質問にお答えをいたします。

基本的な運営方針につきましては、読書に親しむ環境整備を掲げまして、第4次平生町総合計画や教育振興基本計画を通して、その方針を公表しております。議員ご指摘のインターネット上のことについては、今後また検討させていただきたいと思っています。

また、毎年度、教育の重点として事業計画とともに教育関係者、そして社会教育委員さん等にお示しをしているところでもございます。

指標につきましては、図書館の年間貸し出し数や貸し出し者数あるいは図書館利用カードの年間新規登録者数、こうしたものを取り上げて、加えて図書館に係る事業については、外部評価委員会を活用して点検評価を実施しているところでございまして、一部に課題はありますけれども、お示しの望ましい基準、これに沿った運営はされているところでございます。

また、毎月の広報への図書館だよりの掲載であるとか、ホームページによる蔵書の検索、図書予約等による利用促進にも努めているところでございますが、来館者のインターネットの利用に係る環境、そして郷土資料の電子化には課題はあるところでございます。

住民の図書館利用の促進のためにも、先ほども申しあげましたホームページありますけれども、

そうしたものの工夫も含めまして、課題を踏まえた図書館運営に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

また、図書館協議会の活用についてでございますが、現在は図書館協議会にかえて、その機能を社会教育委員協議会にもって事業計画や報告、点検評価等を行っております。

そうした状況でございまして、本協議会において引き続き行っていこうと現在のところ考えておりまして、本町の図書館のあり方についても、そのままご意見をいただきたいというふうに思っているところでございます。

また、図書館に望むこと等に係る町民のアンケートについては現在予定はしておりませんが、今後次期教育振興基本計画、こちらの策定も計画しておりますことから、読書活動の推進に向けましてご意見をいただくことも積極的に検討してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、図書館が生涯学習、そして情報センターの拠点として町民に親しまれ、気軽に楽しく学べる場となりますように引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） ほのぼのセンターのほうですかね、ちょっと無理だということ町長から言われたんですが、その後に私、そこでもだめなら新庁舎の横にどうだということを言わせてもらったんですけど、それを答えていただいてないんで答えていただきたいのと。財源の面で多分無理だとは思いますが、今すぐ検討するという話にはならないと思うんですが、一応お答えいただきたいと思うんですが。

あと、図書館の内部の運営の望ましい基準に関しては、いろいろ検討されてアンケートのほうも検討していただけるようよろしくお願いします。

町長が言われたとおりに、図書館の建てかえというのはいろいろ、新庁舎もこれからのことで、給食室ですとか、その他もろもろいろいろたくさん控えているところで、図書館というものを先にやるかという話にはならないと私も思っていたので、それで先ほど限れたスペースで有効活用していきたいという言葉をいただいたんですが。

では、実際図書館行ってお気づきになられたかと思うんですが、事務室の前にAVコーナーちゅうのがある、部屋が。けど、その部屋は今使われていない。除籍するための本がいっぱい入っていて、入れないようになっている感じなんですよね。6万何千冊から7万1,000冊ぐらいまでどんどん増えていて、児童書がすごい平生町はあって、特色のある図書館づくりについて頑張ったんだなというのは私も評価しておるんですが、ただ、この部屋を潰してまで本を増やしちゃって、それで自習室もできないような図書館にしちゃって、どうしちゃったんだろうとちょっと思っているところがあります。

先ほど図書館にはできないという、みのげの元ほのぼのセンターできないということだったんですが、あそこに借りる頻度の少ない本とか優先度の低い本は一回移してスペースを確保できないもんなんでしょうかね。そういうことをできませんかね。

このAVコーナー、先ほど中本議員の話の中で、カセットテープのテレビとかいろいろ置いてあったんですね。それらが置いてある感じなんですけど、使わないからもうこのAVコーナー要らないよと言ったらしようがないですけど、それなら自習室確保してあげたらどうかなとも思ったりもするんですが、そのあたりいかがですか。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 図書室の中、図書館の中の環境整備ということについてでありますけれども、先ほど答弁の中にもございましたが、現在増改築とは考えておりません。そして限られたスペースの中で書架を整備するなど、快適な読書ができるスペースの確保ということについては、これは引き続き努めてまいりたいと考えていることと。

それと、ご指摘にございましたインターネット等の電子情報へのアクセス環境というのがございますよね。インターネットの利用に係る環境でございますが、こちらのほうを今後研究していく際に、レイアウト等にもこれはあわせて研究していくようになると思うんですよね。

そうしたことで限られたスペースではありますが、2階の研修室の活用等も含めて、2階で今ボランティア団体がさまざまに研修活動とかされているとこの部屋がございますけれども、そうした部屋の活用等も含めて、レイアウトも今後研究してまいりたいというふうに考えております。

それと、空き施設、今ほのぼのセンターへの移動というお話がございましたが、図書館の機能としては一つはさまざまにご指摘がありました地域住民の方々が暮らしに役立つ、そして楽しく活動できる場所、学習できる場所という意味の図書館と、もう一つは歴史資料等の保管管理する場という機能を持っている図書館と、両方の機能を図書館は持たなければいけません。

そんな中で今の現状は、ホームページへのアクセス数というのが、実は年間で昨年度46万件ぐらいあるんですね。そして、その際にインターネットによる本の予約、そして実際に来館されて依頼される予約件数といいますか、そういったものは700件ぐらいあるんですね。その中には、そのほかにも蔵書等についての問い合わせも当然ほかにあるわけなんです。その中には書庫等に含めている本とか歴史資料とか、そういったことに言及されるものもあるわけなんです。

そうしたことも考えると、一概に人気がないから貸し出す頻度が少ないとって本を移動することは、やはり利用する方からのニーズとか対応ということを考えてみても、ちょっと困難じゃないかと現状では考えているところでございます。

いずれにいたしましても、快適なスペース環境といいますか、そういったことの整備については、これから予算を伴うことが多々ありますけれども、先ほど申しあげましたインターネット等の電子情報へのアクセス環境等の今後の検討状況等を絡めまして、レイアウト等についても研究

をしていくようになるかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 新しい庁舎のところに図書館をとということでございますが、本当できればいいなと私も思います。本当にそう思います。図書館は私も大事だと思っております。ただ、今使えますので、使い勝手悪いかもかもしれませんが、余裕ができたときに検討させていただきたいなというふうに思っています。

やはり、まず先にこの庁舎、命にかかわることですから、これをまずやって、その後、給食センター、これも児童の食事に関することですので、これをまずやって、その後、余裕ができれば図書館のほうもつくっていきなというふうには思っておりますので、優先順位をつけさせていただいて今後やっていきますので、ひとつご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時からいたします。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） それでは、こんにちは。通告させていただきました一般質問をさせていただきます。

まず、幼児教育・保育の無償化についてお尋ねをいたします。

国の施策によりまして、来月10月から幼児教育・保育の無償化が実施をされますが、この施策の開始によりまして、保護者の保育や幼児教育に対する価値観、それからニーズに大きな変化が生じてくると想定をされます。

現時点においては、本町では待機児童は存在しないというご報告をいただいておりますが、今後この施策により想定される保護者の考える変化ですね。

また、その変化に対応できる関連施設、関連部局の量的、質的な受け皿についてどのようにお考えか、町長、教育長、それぞれからのご意見を伺いたいと思います、お願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 無償化の影響についてでございますが、保育料、幼稚園料、どちらも無料であれば長い時間児童を預けられるということを理由に3歳児クラスについては、幼稚園を選択せずに保育園を希望する児童・保護者が出てきて、例年より若干増えるのではないかとというふうに予測をしているところでございます。

量的な受け皿の確保で言えば、町内のつばさ保育園、ひらお保育園については、現在定員いっぱい状態ですが、公立の佐賀保育園については余裕があり、近隣市町の保育所に通う児童もい

ることから、新年度についても待機児童が出ることは考えておりません。

ただ、児童、保護者の希望した園に必ず入園できるというところまでの確保は難しいところがございます。

また、無償化にかかわらず、保育士不足という悩みはどの園も抱えており、質の確保、向上のため、現場は大変努力をされているというふう認識をしているところでございます。

公立の佐賀保育園については、あり方検討会を昨年から立ち上げて意見交換をしています。児童の減少も問題ではありますが、園舎の老朽化という大きな問題があり、早急に方針を固める必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 幼児教育・保育の無償化に係るご質問にお答えいたします。

まず、無償化に伴う今後のニーズについてでございますが、幼稚園を所管している教育委員会としては、基本的な保育料が無償となることで、保育時間の長い保育所への通所を希望する保護者の方が増えるのではないかとというふうに危惧をしていた面もございますが、現在のところ今年度についてはそうした動きはないと聞いております。

しかし、幼児教育を希望する保護者にとっては、預かり保育をする町外の幼稚園への通園という選択肢が増える、そのことによる影響も今後懸念されるところでございます。

次に、受け皿の確保についてでございますが、無償化に伴い転園などで通園のバランスが変わる可能性があります。平生幼稚園の利用定員は140名でございます。施設的には受け皿については十分余裕があると考えています。

また、就学前の子供の教育・保育の場所を保護者が選択するに当たっては、教育・保育の内容や保育料、そして保育時間、通園距離とそれに要する時間などの要素を勘案されて、ニーズに適した幼稚園や保育所等を選択されることが考えられますことから、物質的な受け皿づくり及び今後の本町幼稚園のあり方については、まずは幼稚園教育の内容について質の高い教育や保護者に対する子育て支援、幼児期の教育と隣接する小学校教育との一層の連携などの充実重点的に取り組みまして、公開保育等を通じた情報発信について、引き続き進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） ありがとうございます。

佐賀保育園におかれましては、老朽化の問題等によりまして、現時点でもあり方検討会で協議がなされていることと思います。現在町内に町立保育園が1園、町立幼稚園が1園、各1園ずつございますけれども、これらのいわゆる存続の問題について、ちょっとお伺いをさせていただけれ

ばと思っております。

佐賀地区にあつては、あり方検討会で協議が進んでいますので、この場での詳しいご回答はいただけないのかもしれませんが、幼稚園さんに関しての部分でもございますが、今後子供の数自体も減ってはまいります。それから、先ほどご答弁いただいた中でも、やはり保育側へのシフトというのが、ある程度の数、想定がされておられるかとも思います。

私自身、現在の平生幼稚園が建ったときから、当時ですね、入園をさせていただいて通園をさせていただいた思いで深い園舎でもあります。ぜひとも保育との違いというものが、この平生幼稚園には非常に色濃く出ているものだと思っておりますので、ぜひともこの存続についてどのようにお考えかという部分でご答弁をいただきたいと思えます。

園の設置者にあつては、恐らく町長さんが設置者のお立場であるかと思えますので、町長さんからお聞きいただければと思えます。お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

佐賀保育園につきましては、実は私もあそこに通った一人でございます、先日100歳のお祝いに行つてまいりましたら、吉本先生という方が100歳を迎えられまして、実を言うと私、先生に習ったものでございまして、先生お元気でよかったですねということで、再会をさせていただいたところでございます。

そのようなこともございまして、佐賀保育園については、何とか存続をしていきたいなというふうに考えていますが、何分児童も少なくなつてまいりましたので、何とか考えながらやっていくんだろうかなというふうに思っています。

ただ、いろんなやり方はあると思えますので、園舎につきましては、これは今の建てかえるということは多分無理だろうと思えますので、どっかに集約化して、園を続けるというようなことも考えてもいいのではないかなというふうに考えています。

また、幼稚園につきましては、まだ人数は佐賀小学校よりは多いので、ちょっと今から先は少しは大丈夫だと思えますが、それも含めて総合的な児童の受け入れ体制というのは、今後を見据えて計画的に考えていかないといけないなというふうには思っておりますので、皆様のお知恵をお借りしながら、町民の皆様の、保護者の皆様のご意見もお聞きしながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 存続については前向きにご検討いただけるということで理解をさせていただきます。

そこで問題になってまいりますのが、保育士、それから幼稚園教諭の数という部分になってく

るかと思ひます。現在の幼稚園教諭、それから保育士、それからいわゆる園の役職員の方々の人数を勘案するにですけれども、どうしても徹底的な人員不足というのは否めない状況かと思ひます。最初の答弁でもいただきましたけれども、私立園におかれましても保育士の確保等非常に苦慮されておられるということではございますが、保護者にとってはやはり我が子を園に預ける立場でありますので、しっかりとそこら辺の職員配置については、慎重にご検討いただきまして、安心して子供が預けられる園、それから園運営の状況をつくっていただきたいというふうに考えます。

ぜひとも職員の採用、それから育成につきましてお願いをさせていただきます、1点目の質問は終わらせていただこうと思ひます。もしご答弁がありましたらお願いをいたしまして、特になければ次に移らせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 保育士さんが大変今少ないということはどちらの保育園でも聞いております。やはり保育士さんは今この団体も少ないそうです。特にこの近くでは広島県、広島県が大変少ないということで保育士を注意をよくして、各ところから集めていくという話を聞いております。やはり給料がよくて、一応都会である広島市のほうに就職したいという方が増えているというのは聞いております。ということは、やはり最後につながるのは、平生町の魅力をつくらないといけないということにつながるのじゃないかというふうに思っています。

すなわち保育士さんが、この平生町で住み続けて保育をしたいというような環境をつくっていくことが保育士を平生町に来ていただける一つの —— 一つではないですね。私は大変なこれが重要なことだと思ひています。

したがって、平生町のまちづくりにも関係いたしますが、本当に平生町に住み続けたいというような町にしていくことが本当に保育士さんも初め皆さんが集まってきてくれる町を目指して頑張っていくしか、今のところ方法はないのかなというふうに思っておりますので、一生懸命まちづくりに重点を置いて、これからやっていきたいなというふうに考えているところでございますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） ありがとうございます。

それでは、幼児保育・教育につきましては、ぜひともともに頑張って、よりよい運営といいますか、町の魅力づくりに向けて頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

次の質問に移らせていただきます。

平生港田名埠頭についての質問をさせていただきますと思ひます。

率直に伺ひます。現在の田名埠頭の状況をどのように受けとめておられるか、お伺ひをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） どのように受けとめているかということでございますが、この辺にはない国際港でございますし、私も活用の仕方が、せつかくあるのに余り使われていないんじゃないかなというふうには思っております。

実を言うと、ここには四国も九州も、また広島方面にも運ぶことができる場所だと思っておりますので、世界から貿易船が入ってきてもおかしくないんじゃないかなというふうに私は思っているんですが、何分そうになっていない。なぜかと言うと、流通の悪さだと私は思っています。これに例えば高速にすぐつながれば、荷物を直ちに九州もしくは広島方面、岡山、大阪に運ぶことができるだろうというふうに思っています。何分高速に乗るのに1時間弱かかっているのが状況でございますので、また道も狭いし、道路も混雑するという状況なので、なかなか使われておらないのではないかなというふうに思っています。

ですんで、今度柳井平生バイパスが、188号線が今から着手をお願いを申しあげているところでございますので、これができれば少しは、少しですけど、少しは交通の便はよくなっていくのかなと。

また、本当にいいのは、高速の引き込み線が来てくれるのが一番いいんですが、何分これも国の対策でございますので、方針を入れていただくように、これからも要望等はやっていきたいなと思っております。

何分今おっしゃるとおり使われていないという状況なので、何とか使いたいなというふうなことは考えておるところでございますが、どういう案があるのかというのいろいろと皆様とも協議させていただきながら、活用方針について検討してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 抽象的な質問で大変申しわけございませんでした。

ご承知かと思えますけども、田名埠頭の供用に関しましては、さまざまな点で地元と協議や調整がなされまして、いわゆる地元との約束というものが交わされ、現在まで適切な運用がなされているものと信じております。しかしながら、現在野積み場や物揚場の状況を見ますと、決してその約束が守られているというふうに見受けることができません。SOLASエリアには上屋が建てられておりますけども、なぜこの上屋が建設されたのか。

また、なぜSOLASエリアの外ではありますけども、野積み場のほうに建設残土と称される土砂などがあれだけの量、荷置きされているのか。なぜ鉄鋼類があな場所長期間放置されているのか、全くもって理解ができません。

港湾管理者の方たちにずっと問いかけはいたしましたけども、明確なご回答はいただけません

し、約束とは何かというところまで話が戻ってきたりもしております。

地元のものにとりまして、あそこは、昔は海水浴ができたり、潮干狩りができたり、非常に自然環境に富んだ場所ではありましたが、地域の発展のため、また国や県の施策のため、この埠頭のご建設について、建設時、それから供用時には慎重に協議を重ねてきたはずではありますが、そのときの状況について現在のいわゆる使用の許可権者さんがどこまで理解されておられるのか、甚だ疑問に思っております。

いま一度供用開始前に地元と協議された内容を確認をいただいて、運用のルールのようなものを定めていただくことができないのか、ぜひともご検討をお願いをするとともに、ご意見をいただければと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ご質問のありました平生港田名埠頭でございますが、平成16年9月からマイナス10メートル岸壁を有し大型船寄港が可能な港として供用が開始されました。平成29年には年間45隻の利用があり、物流の拠点として利用がされているところでございます。

施設管理者は山口県になりますので、ご質問内容に関しましては、県に照会したところ施設管理者としては野積み場の使用業者に対して粉じんを飛散させないよう必要な措置を講じ、周囲の環境が悪化する事態が生じないよう適切な指導及び管理を行っているとのことでした。

ただ、私も見させていただきましたが、開設された16年には、平生町長前町長の山田健一様から山口県柳井土木建築事務所のほうに、平生港田名埠頭に係る要望についてということで文書を出していただいておりますし、また地元の皆様方が平生港田名埠頭野積み場等利用に係る陳情書ということ、山口県知事、その当時二井関成様でございましたが——のほうにお出ししているということは承知しております。

それを踏まえまして、町といたしましても、今後とも住民の方々にご迷惑をおかけしないよう適切な施設運営を図っていただくよう強く県に要請をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 施設管理者は県ということで、県のほうにもご照会いただいたということ非常にありがとうございました。確かにご答弁いただいたとおり、さまざまな方、さまざまなお立場の方が関係各所に陳情、要望をしておられるかとも思います。

もう一点、先ほどの質問の中にもあったんですけども、鉄鋼類の放置については何かいただけているのであれば、ご回答いただけているのであればご答弁いただきたいのと、最後の質問機会となりますので、まとめて申しあげますが、ご答弁いただいた中に、町としても適切に県のほうに指導といいますか、協議等していただけるということですので、いま一度また今後見据えてい

きたいとも思っております。

この件につきましては、今後も継続して質問等させていただくことがあるかと思っておりますので、ご承知おきいただきまして、本件質問を終了といたします。1件だけご回答をお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ご質問のございました鋼材等が置かれているということでございますが、これは例の大島大橋の関連で少しの間置かせていただいていると。今もう開通しましたので、これから処分されていくものというふう聞いております。ですので、例の大事故でございましたので、その関連であそこに置かせていただいたということでございまして、随時なくなっていくということと承知しております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） ありがとうございます。鉄鋼類につきましては、事情を知らない我々がどうしても見た目で判断していた部分もあるかと思っております。大変失礼な表現をしたことをおわびを申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は河川や水路の豪雨対策についてということでご質問をさせていただきます。

土砂や雑草が繁茂している河川や水路の維持管理につきましてですけども、住民から指摘や要望があったにもかかわらず対応しなかったため、大雨のときに川が越水をしたという事実が、ここ最近ございます。人的被害こそは確認はしてはおりませんが、これは防ぐことができた越水であると私は考えます。もし被害が出ていけば、これは人災とも言える事案ではないかというふうに思います。

地元からの要望があったにもかかわらず、何ら対応ができなかった事情について、特別な事情があるのであれば、ぜひともお聞かせをいただきたい部分もございまして、河川・水路の維持管理につきましてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 近年の豪雨は地球温暖化などの環境変化によりまして、台風の大型化や局地的な豪雨などが発生しているところでございます。

また、線状降水帯により長時間同じ場所で豪雨になることもあり、全国的に見ても時間雨量50ミリメートルを超えることが珍しくなくなってきております。

そのような気象状況の変化のする中、本町の主要河川は堀川と大内川上流部以外は県河川となっております。その中でも熊川は雑草が繁茂しやすく、毎年県に要望を行い河川内の草刈りなどを実施していただいております。今年度の要望は5月20日と6月18日に行っていただいております。

今年度においても、7月末から8月の間に草刈りなどが実施されましたが、7月18日の豪雨時には、また雑草は繁茂した状態でした。雑草の繁茂が原因とは特定できませんが、熊川沿いにある日の出自治会付近で一部道路上に水があふれる事案が発生しております。大内川沿い長迫交差点付近などでもありました。

このことについては県に伝えているところでございますが、町の対応としては県河川については適切な時期に草刈りを実施するよう引き続き県に要望いたすとともに、計画的な河川改修を要望していきます。

また、その他の町河川につきましては、河川の状況を把握して計画的な草刈りやしゅんせつなどを実施したいと考えていますが、一部の自治体などでは享受として草刈りなどの管理をいただいている河川もありますので、地元と協議しながら管理をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） ありがとうございます。熊川への越水につきまして、まさに私が今回の質問要旨とした部分でございます。町としましては、県のほうに要望等していただいたにもかかわらず対応がしてもらえなかった、越水した後も現在もいわゆる日の出地域においては、まだ繁茂した状態が続いているという現状でございます。

いつになったらどうするという回答はいただけないということを聞いておりますが、避難勧告とかの指示をするのは恐らく町であるかとも思います。そういった部分を鑑みまして、県に強く要望するだけでなく、やってくれないと困るんじゃなくてやりなさいと言える立場にはないのは承知はしておりますが、現状を鑑みるにどうにかしないとイケないと思います。

県と町のパイプの部分になってきますけども、その連絡、調整の確立というもののお願いはできませんでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） なかなか難しい問題で、県のほうにお願いする立場といたしまして、県にやれとはなかなか言えないのが現実だと思います。

ただ、県に強く要望するということは必要かと思えます。この状況をちゃんと伝えて、県の人に理解してもらおうと、こういう状況であるということを理解してもらおう、そこが一番必要であるのではないかと思います。

多分県も、県内こういうところがたくさんあるんだろうと私の推測ですが、その中でやっぱり県としても順番つけてやっておられるのかなという気はいたしますが、そうは言っても県と町、やはりお互いの信頼関係で成り立っているところでございますので、強く要望を行うということで県とのパイプとおっしゃられましたが、県とのパイプといいますか県とはつながっていると思

います、もちろん。私たちの意見もご理解はしていただいていると思いますので、そこをもう少しプッシュするというか、そういうことをやっていくしか方法はないのかなというふうに思っていますので、これもまた一生懸命県のほうにお願いを、現実をもってお願いにまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） それぞれの立場がございまして、強く要望いただきまして緊急時にきちっと報告、連絡、それから対策がとれる状況を今後確立をしていただきたいというふうに思います。

また、例年豪雨の際に、いわゆる大水するエリアというのが町内あらかた決まっておるかと思えます。後に赤松議員さんのほうからもご質問があるかと思えますので詳しくは差し控えさせていただきますが、1点だけ、西浜地区におきまして、ナフコさんとかマックスバリュさんとかがあるあたりですけども、あそこの水路の改修について熊川の下流域の拡幅整備が既に終了しておるかと思えます。ぜひとも熊川下流域の整備が完了しておりますので、西浜地区の排水路の整備につきましても、前向きにご検討いただくようお願いをさせていただきます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 答弁はいいですね。

.....

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しています議会図書室について質問いたします。

まず、議会図書室とはですが、地方自治法第100条第19項に基づいて、地方議会に設置することが義務づけられている施設です。主に政治、法律、行政などに関する図書館資料を貯蔵して、また議員のために図書館サービスを行う施設であります。

議員の地方自治体に関する調査をサポートし、議会活動に役立てることを目的としています。しかしながら、平生町の現状はどうでしょうか。先日の新庁舎整備調査特別委員会での資料に、議員控え室に図書コーナーとして設置と一言書いてありました。議会と執行部は車の両輪に例えられる。双方の力の充実が住民の生活の向上に直につながると思えます。

議員数も私が議員になった20年前は18名であったのですが、今は12名です。国会議員の持つ政策秘書のような機能を望めないでしょうか。調査相談業務であるレファレンスサービスのある図書室が私はぜひとも必要だと考えています。町長の議会図書室に対する認識と基本的な考え方をまずお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず1点、秘書のようなものをということがございましたですね。な

かなかこれは経費もかかりますし、またよその町でもあまり、大きなところは別として聞いたことあまりないんですが、個人的に持っておられるのは確かにあるかもしれませんが、公費を出してというのは、なかなか難しいものかなというふうに思っております。

議会図書室につきましては、地方自治法第100条第19項において、議員の調査研究に資するため附置することが定められており、地方公共団体は規模の大小等の違いはあるものの、その機能を有しているものと理解しております。

本町におきましては、取りつけや利便性の悪さ等から図書室自体はその機能を有しておらず、議会事務局内において図書や刊行物の閲覧等を行っているのが現状であるものと思っております。

現庁舎の状況から、現時点で利便性のよい新たな室を設けるのは困難であると思っており、新庁舎整備の中で機能の確保ができるように検討していきたいというふうに考えております。

さきの新庁舎整備調査特別委員会でお示した仕様書においても必要諸室の項目内で、地方自治法に基づく議会図書室の設置について触れ、議員控え室内に図書コーナーを設置するというところで提案を受けたいと考えているところでございますが、今おっしゃられたとおり、図書コーナーじゃなくて、ちゃんと図書室というふうに明記しろという指示をしておりますので、室になるのか図書の読める、どういうあれになるか知りませんが、図書室と呼べるようなことにしないと、結局さっき言った100条第19項における附置にならないと思いますので、ちゃんとそれを踏まえて書くようお願いをしたところでございます。

新庁舎自体の床面積を抑え、施設の多目的化を念頭に置いていますことから規模は小さくならざるを得ませんが、議員の皆様にご利用しやすい配置や電子データでの閲覧等を検討し、地方自治法100条第20項にあります一般にも利用可能となるよう、その動線や仕切りにも配慮したいというふうに考えております。

今後の議員活動や調査等にご活用いただけますよう図書室の具体的な機能等につきましては、議員の皆様方からもご要望やご提案をいただければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） ご要望や提案をとおっしゃいますので、ご要望や提案をさせていただきます。

議会図書室について参考になる事例を調べました。今町長さんがおっしゃったように、なかなかこの自治体もこういう条項あるんだけど、実際に動いていないのが確かに実情なんです。

お隣の県の呉市に、強い議会をつくろうというので、議会図書室改革を27年から進めておられます。その結果、図書購入費が増え他の図書館との連携が進み、図書の貸し出しやレファレンスサービスなどのサポートが受けられるようになったようです。そのため、議員のみならず行政職員も利用することで双方の政策形成能力が上がり、大きな成果を上げているということです。

議員の質問のレベルが上がったことで、行政との間により緊張感が生まれたと、議員自身からの評価もあったということです。

議会の役割は議案の調査やチェックにあります。私たち議員は、行政側と異なる角度で住民目線で町の将来、そして住民の幸せを考えることが求められています。執行部が提供する資料だけで判断すれば、執行部と同様の意思決定となることでしょう。

議会として重要なことは、執行部と違う視点を持っているか、独自の情報源を持っているかということだと私は考えます。そのためにも議会図書室、その資料や調査、相談業務による議員や議会のサポート機能が欲しいと思います。新庁舎にはそういったものも考えているということなんですけれど、そこまで私は待っておられません。とりあえず今どうするか、今しっかり議会のレベルアップ、そして町政とのレベルアップをしないとならない時期だと思っております。

議会研修では町レベルにおいては政務調査費もなく、調査研究のサポート体制も期待できない、議員のレベルアップのためには議会事務局にその任を求めなさいというふうに講師の先生方は口々に言われます。

先日の議会実務研修会でも、議会事務局経由で国会図書館をどんどん利用して、議員提案で条例をつくってくださいとハッパをかけられたばかりです。

町長が議員や議会にサポートが必要だと考えられているのなら、その体制はどのようなものと考えていらっしゃるか、再度質問いたします。新庁舎が建った後ではなくて、今からです。よろしくをお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 行政も住民目線でやっているつもりでございますので、よろしく願い申しあげます。

今どうするかという話ですけども、サポートできるものはサポートしたいと思います。先ほども言いましたけど、ご提案があれば言っていただければ、私のほうは考えます。どういうことができるものがあるか。

また、議員さんの研修につきましても、たくさん行けるところは行ってもらおうかなというふうに思っています。別に近郊だけじゃなくて、東京とか大阪である、また違う角度で山口県だけじゃなくて、日本中から来られるいろんな議員の皆様とそういう交流を図れるような研修ができたらいいなというふうに思っていますので、これもちょっと私が調べさせていただいて、皆様方にご提案をさしあげます。こういう研修あるんですけどどうでしょうかという形でご提案させていただきます。

あとサポートどんなことができるのかなということですが、行政側としてサポートすると言いましても、なかなか難しいものがありまして、結局じゃ、町民の皆さんから見て、議会の議員さんと町が一緒になって何かやりよると、議会と一緒にやっているぞというんじゃ、

議会の意味がないと思いますので、やっぱり議会さんは議会さんの視線で物事を見ていただきたいなど。

私どもも当然町民の皆さんの視線を感じながら行政を行っているつもりですんで、それを皆様方がどういうふうがいいと言われるか、もっとこうしたほうが市民の視線に立っているんじゃないかということを書いていただくことによって、お互いの相乗効果によって、よりよいまちづくりができるのではないかなというふうに思っておりますので、どしどしとご要望やご指導いただければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 私はこの20年、議会の一般質問を全てやってきましたけれど、その陰には図書館でそういった資料を調べてもらったり、それから議会事務局のほうで局長にお願いしていろいろ資料調べてもらったりした経緯もあります。

そこそこのそこにいらっしゃる人の立場の違いで、アンテナの高い人、そうでない人といろいろといらっしゃるわけなんですけれど、議会事務局においては行政側の立場ではございません。あくまで議員側の立場で働いていただいていると私は思っておりますし、そのように聞いております。今、議会のほうでも議員のなり手がなくなるとか、投票率がどんどん下がっていくんじゃないだろうかという民主主義の根幹にかかわるような問題が出てきています。

そういった中で私たち議員はしっかりと頑張らないといけない。活動が皆さんに見えて、理解してもらえるような活動しないといけない。そのためには私たちも実力をつけないとはいけません。そうした実力をつける上で、いろんなところに研修に行ったり、いろんな全国的なレベルの研修に行ったりするのも、それもすごく力にはなります。

それとは別に、この町内の話をしっかりどうしていくかというあたりを調査研究して、いろんな角度からそれに対して情報を集めていただけるような、そういった機能が私はぜひ必要だと思っておりますので、そのあたりは町長に期待して、1回目の私の質問は終わります。これは答えられないでしょうから、これはお答えになられなくてもよろしいです。

それでは、2つ目の道路行政についての質問に入ります。

皆さんご存じのように、町内の多くの道路や橋梁が老朽化して、これから大量に更新時期を迎えます。これは全国的に同様の状況で、国は対策を進めるために各自治体に公共施設等総合計画を建てるように求めました。その指導のもと、平生町公共施設等総合計画を平成29年3月に発表しました。この計画の中から住民の日常生活を支えている道路と橋について質問いたします。

これから大規模改修や橋のつけかえなどで多額の費用がかかります。計画書によりますと、インフラ施設の今後40年間の維持更新費用は総額約188億円と試算されています。年平均で約4億7,000万円で、下水道を引きますと2億6,000万円が道路と橋梁部分に必要となって

います。公共施設全体で見ると、毎年4億8,000万円が不足とされています。

これを支えていくべき収入状況はというと、歳入は平成22年度の約57億7,000万円をピークに減少傾向にあります。これからの人口減少を考えると、大変厳しい状況にあります。充当可能な地方債や基金など財源の見込みはどうなっているのでしょうか。

町民は、道路などの生活インフラは、役場が何とかしてくれると思っています。ですから、毎年住民から道路や橋についての情報や要望がたくさん上がってきていると思います。これに対してどのように対応されているのでしょうか、お聞きします。

また、管理計画に従って適正管理が進められているところです。しかし、維持管理が後手に回って修繕に追われてしまうなどのことはありませんか。長寿命化が計画どおりに生かされているのでしょうか。実施計画の進捗状況をお尋ねいたします。

以上、地域の要望への取り組み状況と実施計画の進捗状況をお答えください。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

インフラ施設の適正管理についてのご質問であろうと思います。橋梁については、道路法施行規則の規定に基づき5年に1回の頻度で点検することが義務づけられました。

本町においても、平成30年度までに橋長2.0メートル以上の町道にかかる149橋を対象に点検を行い、道路橋毎の健全化の診断区分4段階へ振り分けを行ったところでございます。その振り分けは、1、健全、2、予防保全段階、3、早期措置段階、4、緊急措置段階という4つに区分をいたしまして、現在1は14、2は124、3は10、4は1というふうになっております。したがって、この順番、要するに一番4から始めていくところでございます。

また、町内の橋梁を均等に評価し、順次補修等を努めていく必要もあることから、さっき言いました149の点検結果をもとに平成30年度に平生町橋梁長寿命化計画を作成し、主要道路、通学路等を考慮し、長寿命化が必要な橋梁の優先順位を設定したところであります。

今後においては、平生町橋梁長寿命化計画をもとに補修及び改修を計画的に進めてまいります。

また、道路につきましては、平生町公共施設等総合管理計画の中にあります公共施設等の管理に関する基本方針のとおり、町内ニーズや政策との整合性のほか費用対効果など検証し、定期的に現地精査を行い優先順位をもって計画的に修繕を行い、長寿命化とライフサイクルコストの削減を図って、安全で快適な道路整備を順次行っているところでございます。

今後におきましても、道路については引き続き定期的な点検等を行い、計画的に保守及び更新を進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、橋のこと、道路のことお答えがございました。橋の4、

1個あるというのは共栄橋のことでしょうか。橋も道路もですけど、1個つくるのに何千万円かかかりますね。大変な費用がかかるわけです。財源的なものも平生町はすごく苦しいところで、例えば共栄橋なら半分ほど県のほうに持ってもらって半分町が持つというような、そういった何かの事業にひっかけて橋の改修や道路の改修をしていく方法を捉えているんだと思います。

これからもずっとそういった財源の確保については、国や県の補助事業を活用されながら、これまで以上によい事業はないか探していただきたいと思います。

また、財政の問題なんですけれど、今町税や税外収入の滞納への徴収対策強化や新たな税の検討含めて、町長の手腕に期待したいところです、財源については、ぜひよろしく願いいたします。

インフラ整備については、もちろん住民の理解と協力が必要なわけなんですけれど、先ほど住民からの要望への対応質問いたしました。何人かの方から道路等について連絡すると、すぐ現場確認に来てくれたが、その後の進展状況の説明がなく、いつやってくれるのか不安だという声を聞きました。先ほど県の川の話も一緒だと思います。受付件数や優先のつけ方など情報を公開することはできないでしょうか。

あと住民との協働についてなんですけれど、協働と言うと、自治体が今まで担ってきた集落内の草刈りや溝さらえ、道路にかかる木の伐採など、高齢化率も先ほど38.6%という話がありましたけど、年々難しくなっています。今の先ほど町長がおっしゃったように河川やあとパイロット道路の草刈りなんかを住民がやってきているところもあります。でもこれ10年後はどうなっているのかなというのは、ちょっと大変難しくなるのではないかと考えております。そのような各地域の現状と課題を分析し、どう地域のこれからを支えていくのかプランをお持ちでしょうか。

次に、住民との協働を考える上で各コミュニティ協議会の役割は重要だと考えます。各地域の住民からの要望を整理して、コミ協から直接業者に発注する仕組みは考えられないでしょうか。

これまでも小さな工事は業者がなかなか決まらず工事が進まないのが現状です。町からの発注は行政側も業者も事務手続が多くあります。役所を通さず直接に発注するほうがスムーズに行くのではと考えています。

最後にこれからますます山林や農地、集落の荒廃が進むこと、また鳥獣被害や太陽光発電施設建設時の道路への影響が見られること、また電動シニアカーで移動するお年寄りが増えたことなど新しい課題も生まれています。これまでの計画について改善すべき点はないでしょうか。

以上、住民の要望に対しての情報公開と縮小していく集落への支援プラン、そしてコミ協との協働のあり方、最後にこれまでの計画について改善すべき点はないか、お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を2時5分とします。

午後1時52分休憩

午後2時05分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、地域要望の件ですね。年間約50件ぐらい、毎年ございます。基本的には要望があったら直ちに行って見てこいというのは私言っております。それですぐできるものはすぐやれというふうに言っております。すぐできないものについては、どうすればいいのかというのを考えてやっております。なかなかできないものも技術的にもあるし、そういうものについてはこれからは要望があって1年間たって何もなければ、こういう今状況にある、こういうことになっていきますということは報告するようにさせようというふうに思っておりますので、地域の皆様方忘れられたんじゃないかなという不安は解消できるのではないかなというふうに思っておりますので、今どういう状況だということはもちろんご説明しあげるようにしたいと思います。

それから、共助じゃないですけど、今皆さんが道とかも整備してもらっております。そういうところにつきまして10年後はどうなのかというご意見もございましたが、もうこれはやっていたくしかないと思っております。これかわりに、じゃ誰かやってくれと言っても、なかなか今のところ思いつくことはできないので、やっていただくというふうにしておいて、どうしてもできないものであれば、それは町として考えていくしかないかなというふうに思っておりますが、基本的にはやっていただければ町としても大変うれしいといえますか、なかなか全てがそうなったら、もう町としてもやっていけないと思っておりますので、できる限り続けていただきたいなというふうに思っております。

それから、コミ協から直接発注というご意見もいただきました。品物とかそういうものというのはいいと思うんですが、工事になるといろんな規定、規則とかがございまして、例えばこの事業だったら保安員何人置かなきゃいけないとか、どれだけの作業員をもってつくらなきゃいけないとか、そういうこと全て規約の中に入れていかなきゃいけない。それ、なかなかコミュニティさんのほうにやっていくと言っても、じゃ、それを誰がやるのという話しになっちゃうんで、契約事務はやはり町はずっとやっておりますので、契約は町がやるんだろけども、要望をいただいているわけですから、私どものほうとしてもそれにちゃんと応えるということが一番早いのではないかなというふうに思っていますし。

またコミュニティ自体も、6団体ございますが、全て同じではないので、いろんな事情もあるし、場所や地域のあれによって違いますので、一律に同じようにやれというのはなかなか難しいものがあるのではないかなというふうに考えているところでございます。

新しい課題等に対応したような何かいいあれがあるのかということですが、これにつきましては、私も国の施策を見ながらやっていくのが一番手っ取り早いかなというふうに思っています。

国の施策というのは、やはり私がいたときもそうですが、今国は何を困っているかというのを先に察知して、それをどのように対応していくのが一番いいのかということを考えて、国の施策として例えばモデル事業つくったり、今回と今やっているのは強靱化計画ということでこういうことをやっているんで、そういうのもうまくのっかるというのが私は早いのかなと。

今回イタリアーノひらおもやらせてもらっていますが、これ内閣府がやっている地域創生の中の一環の事業でございまして、やはりこういう国が行う施策といいますか、それをなるべく早くアンテナを立てて、情報をとって来ると。それを早く実用化というか、事業化というか構想が立てれるということで、そういうことをやって、そういうモデル事業なんか100%国が持つとかそういうのもございますので、そういうことを活用しながらやっていくしか方法がないのじゃないのかなというふうに思っています。

ということで、情報をいかに早くつかむかというのが、ちっちゃな町ですから、なかなか情報がないということはあるかもしれませんが、そうは言っても今インターネットが発達しておりますので、国の施策なんかは全てインターネットで見ることが可能でありますので、いかに早くそういう情報をつかんで、事業化できる構想をやっていくかというのがいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、おっしゃるとおり町の財政は硬直化しているというのは皆さんご承知のとおりだと思います。硬直化している中で、そうやって道路とかの要望とかたくさんありますが、それをどのようにして実現、具現化していくかというのは、これはやっぱり知恵を使いながら、やり方も従来のやり方ではなく、新しいやり方だったらもっとお金をかけなくて済むんじゃないかというようなことも考えながら、知恵と工夫をしながら、今後のそういうものに対応をしていく必要があるというふうに思っておりますので、職員も今まで従来のやり方でやっていたのではだめよと。これからはもっと知恵出して、もっといいものはないのかと、もっと財政的に有利なものはないのかというのを考えていただいて、こういうやっていこうというようなことをやっていかないと、これから事業もどんどん縮小化していくんじゃないかなというふうに考えておりますので、そこは一生懸命頑張ってやっていって、なるべく多くの事業が進むような形で進めてまいりたいなというふうに思っておりますので、今後皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） いろいろお答えありがとうございました。50件年間あって、すぐやれるものはすぐやる、やれないものは1年以内に報告をしていくという形をぜひお願いしたいと思います。

また、今高齢化している集落で、今までどおりにやってちょうだいというのはちょっと酷かな。先日、私の住む弁上地区も道づくりがございました。80代前後の方が斜面の草を刈ったり、木

を切ったりしてくださるんですけど、とても、ああ事故にあったらというか、けがをされたらどうしようという不安がございました。10年後にまた、木が切れるかと言うと、それはちょっと現実的に難しいかなという思いがあったので、お話いたしました。

また、今、町やその他のところから仕事を請け負っているんだけど、これそろそろ限界よという話も聞いておりますので、ちょっとそのあたりの支援プランをそろそろお考えになられる時期じゃないかなと思いましたので、質問いたしました。

コミ協との協働のあり方、先ほど工事の発注の話がございました。町から発注するとおっしゃったようにいろいろと面倒でございます。各コミ協でお願いして、責任はどこがとるかというような話にもなると思いますけれど、工事の内容によって大きな工事はもちろん町がやっていただきたいところですけど、今業者がやりたくない小さな工事箇所がございますね。そういったものも地元の人が頼んで直接やってもらおうと、まだスムーズに行くのではないかと考えまして提案を申しあげました。

国の政策に沿っていろんな事業していくのが一番早道で、財源がついていいというお話がございました。職員も知恵を使いながら前例にとらわれず工夫をされて、今から頑張っていかれたらと思います。もちろん議員である私たちも一生懸命、応援したらいいところはしっかりと応援していきたいと思えます。

町長には住民のサービスを維持しながら、苦しい財政の中、適正な管理のあり方を実現していくという、まさに政策的な判断が求められています。財政制約と人口減少社会にあって、これからは施設の更新どころか維持管理もままならないことが明らかです。そういった困難な中でも持続可能な行政運営を担いながら、安心して住める平生町づくりをお願いいたします。

先ほど行政報告の中にもありましたけれど、県や国に対しての地域の実情に合った財源措置を機会をつかって強く訴えてください。町内の県道や国道においても、中央線が消えていたり、白線が消えかけていたり、同様の状況です。188号のバイパスの件は、進展の件はとてもうれしいのですけれど、それも40数年かかっているというお話がございました。

県道、国道も消えかかって、もう10年、20年、とつきの昔に過ぎております。国道県道に対しても住民の安全を守るために必要ですので、道路整備を強く求めてくださるようお願いいたします。

これからの町長の的確なる判断とすばらしい手腕を期待して、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中川 裕之君） 答弁はいいですね。答弁、はい。

.....

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 日本共産党の赤松です、よろしくようお願いいたします。

7月18日の豪雨の後に、お盆には台風が来るのではないかと緊張した時期もございましたが、一応平穏に今日に至っているのが現状ですが、台風15号の被害によって、千葉県では今でも数十万戸が停電し、断水や食料不足に苦しむ方々が多くおられると報道されております。被災された方々に心からのお見舞いを申しあげるとともに、一刻も早い復旧を願うものであります。

それでは、あらかじめ通告しておるとおり質問をいたします。

最初に、生活に困っている方々の把握についてお尋ねをいたします。

今の社会において、病気などの理由によって生活に困窮しながら誰にも相談することなく1人で我慢をし続ける方がおられるのではないのでしょうか。そうした場合、電気、ガス、水道など公共料金が滞る可能性が高いと思われます。関連する企業と行政が連絡、連携の体制を確立されていけば、悲惨な事態を未然に防ぐことができると思いますが、そのような体制は今平生町につくられているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 町では確認できる公共料金、税金、町営住宅家賃、水道料金、国保料等が滞っている、あるいは本人から生活に貧窮しているといった訴えがあった場合は、町民福祉課、税務課、健康保険課、建設課、水道企業団等関係部署で連携をとりながら、生活困窮の度合いを調査、判断した上で、県の生活困窮者、自立支援事業につなげておるところでございます。

県は、第1にライフラインを確保し、その後、家計の支援体制づくりをしていくことが、これには関係機関との連携が不可欠であると考えております。

また、民生委員、社会福祉協議会、高齢者地域包括支援センター等で地域見守りネットワーク事業を展開する中で、平成27年度から郵便、年金、ガス、新聞、銀行等、家庭を訪問する機会の多い15事業者と見守り協定を締結しているところでございます。

これは滞納に限らず、家庭を訪問する機会の多い事業者に、訪問家庭の異変、気になる様子等があれば連絡をお願いするもので、生活困窮者の早期発見、早期対応につながるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、町長から答弁がございましたが、一定のそういう体制はとっておられるということは理解はできました。ただ、今年8月の初めごろになるんですが、私の家にとことで相談に来られた方がおられまして、その人が言われるのに、もう電気はとめられて何日間だと、それでこの四、五日、水しか飲んでいないと。それで水道は盆過ぎぐらいにはとめられると、こういう予定になっているんだというふうに言われましたので、そこまでいろんなことがあるのならね、行政のほうに何とか事前に情報がつかめるような体制はできないものかというふうに思っ質問をしたわけでありまして。

夏に民生委員さんの方とも2人ぐらいとお話はしたんですけど、民生委員さんも何か自分が担当しているところは、もともとの地域の人が2割か3割ぐらいで、7割から8割は新しく家を建ててこられた人が自分の守備範囲だということで、なかなかみんなが全部掌握しにくいというようなことも、悩みも言っておられました。

ぜひそういう公共料金とかを一定の目安にしながら、ほかにも地域の見守りとかありましたけど、そういう形で事前に、そういう状態が事前に掌握できて、早く手が打たれる、そういう体制を改めてつくっていただければということでお願いを、これは要望しておきます。

それでは、2つ目に、山口県では以前から重度心身障害者医療とか乳幼児医療とひとり親医療、こうしたことで3割の自己負担分を県と市町村が折半をする、いわゆるカク福と言われる全国的にもすぐれた制度が行われてきたところですが、2009年に低額ではあるんですが、自己負担が導入されました。そこで市町村は、その部分を市町村で負担をして対象者には負担をかけないようにしているところなんですけど、その分の影響額はいかほどになるのでしょうかということが1つ目と。

山口県の市長会は毎年の予算要求で、県でも負担をするようにというふうに予算要求をして求めています。浅本町長におかれましては、町長会などを説得して市長会と足並みをそろえて予算要求をされて、その分を平生町が負担するのではなしに、県と折半で負担できるようにしていただければというふうに思いますが、お考えはいかがでしょう。

それから、山口県のカク福は全国的にも先端に行く制度だったんですが、初めのずっと以前は、でも、だんだんだんだん全国的には特に乳幼児というか、子どもの医療費の無料制度が町長は今年、小学校卒業まで無料にされましたけど、今では全国的に見れば9割ぐらいが中学校卒業まで無料で、しかも所得制限も85%ぐらいの市町村で撤廃をされているというふうに聞いております。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

県の福祉医療費助成制度につきましては、平成21年度、2009年度に一部負担金を受給者——3歳未満児は対象外、から徴収する制度を導入をいたしました。これにより重度障害者については、通院500円、入院1,000円、ひとり親家庭と乳幼児については通院1,000円、入院2,000円、いずれも診療費報酬明細書の上限額を自己負担とすることになりました。

しかしながら、このことにより通院の抑制あるいは病床の重篤化などの懸念があることから、受給者個人に負担を求めることができず、この一部負担金については町が補填をしております。

影響額については、昨年度で申しあげますと一部負担金の合計額が722万6,979円ですので、これの半分で361万3,489円になります。県内の市町においても一部負担金を受給

者に自己負担させているところはなく、市町が負担をしているところでございます。

市長会は、国のほうに子どもの医療費に係る全国一律の保障制度の創設について、また県には山口県福祉医療費助成制度における一部自己負担制度の撤回及び制度の拡充についてということで、要望を上げられておられます。

本町も町村会を通じ、県事業における子ども医療費助成制度の拡充を図りたいと要望しているところですが、今後は一部自己負担制度の撤回についても要望していきたいと思っております。

子どもの医療費につきましては、各市町村の単独事業になりますが、平生町においては今年4月から年齢を引き上げて小学校3年生までから小学校卒業までと拡充したところでございます。ただし、県の助成制度と同じ基準で、所得制限を設けて助成をしているところでございます。

この子どもの医療費無料制度については、全国の市町村で競うように拡充施策を展開していません。所得制限の撤回と中学卒業前の延長については、全国の市区町村また近隣市町の動向を見ながら段階的に拡充を図ってまいりたいと考えております。

ただ、これは先ほどおっしゃるとおり町の単独事業としてやっていますが、これは国が責任持つべきじゃないかというふうには私は思っております。やはり同じ国の中の市町村に住んでおきながら、そういう差が出るというのはおかしいというふうには私も思っています。

したがって、これは強く国のほうに、これは一律に国が責任を持って、各全国の市町村が同じ扱いをするというような考えに至っていただきたいということは要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 町長からは県に対しても要望するということと。もう一つはやっぱり、国がちゃんとすべきだと、強く申しあげていくということで、私も大賛成でありますので、今の2番目の質問は以上で終わって、3番目に入りたいと思います。

7月18日の豪雨災害のことなんですが、平生町はもともと広大な干拓地に発展してきた町であって、水害とのかかわり合いの中で、歴代の町長も努力をされてきたところだと思います。

そうした中で、ここ数年間、大きな水害には至らずにきたと私は認識をしておりますが、しかしながら、今回7月18の豪雨は短い時間ではありましたが、相当な量の豪雨だったために、いつものことですが、宇佐木の信号機あたりではガードパイプの下の段ぐらいまで水が、かさが上がったとか。これまで余り最近はなかったんですが、曾根沖地区では國本自動車さんの前の道路が水没をして、20センチから25センチぐらい道路に水がたまるということがありました。幸い両地区とも床下浸水までは至らなかったと認識をしておりますが、いつもそういうことで水害がある地域なので、何とか早急に取り組める手段があれば取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、やっぱり宇佐木地区については大がかりな排水の計画か何かが必要じゃないかというふうには思っております。曾根のほうは数年前に沖のポンプを更新されてから今回の豪雨まで、あの辺に水がたまるということはありませんでした。

ですから、当面はそれこそ川にいっぱい生えている草とかたまった土砂をあの辺は取り除いていけば、大体大丈夫じゃないかと思うんですけど、その辺のところですぐできる取り組みと長期的展望にたった取り組みを持っておられるんなら、その辺をお答え願えたらというふうに思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、7月18日の豪雨についてですが、午後5時40分ごろから大雨が降り始め午後6時40分までの1時間で47ミリの降水量がございました。この豪雨によりまして、町内では宇佐木交差点付近、田布路木交差点付近、永大グラウンド前など8地区で道路などが冠水いたしました。

また、8月30日の議会全員協議会でもご報告いたしましたように、この豪雨により道路や河川が多数被災いたしております。

ご質問の宇佐木地区は大内川、曾根沖地区は包丁湾に隣接する地区でございまして、以前から冠水しやすい地区であり、7月18日の豪雨でも一部の道路が冠水いたしました。今までも浸水等の対策として雨水幹線、水路及び側溝の整備を行ってまいりましたが、近年の異常気象によるゲリラ豪雨を発生するたびに冠水等の水害が発生し、対策に苦慮している状況でございます。

早急な取り組みについてご質問をいただきましたが、具体的な取り組みといたしましては、曾根沖地区の包丁湾は今年度地元要望等もあり、しゅんせつ工事を予定しているところでございます。これにより包丁湾に接続している河川や水路等の流れも若干ではございますが改善されると思われま。

また、宇佐木地区の大内川に関しては、今年度近隣の工事にあわせて、河川の断面を最大限確保できるようにしゅんせつ及び草刈り等を実施し、大内川及び接続する水路等の流れを改善したいと思っております。

今後とも河川や水路の現場状況を確認しながら、しゅんせつ等を計画的に行い水害対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、長期的な展望につきましては、まず宇佐木地区につきましては、豪雨対策として大内川の拡幅等の基本的な対策を行う必要があります。今年度国道188号線柳井平生バイパスの計画が急速に進展し、国による事業化も近い将来決定される見込みであります。将来バイパス工事の兼ね合いで宇佐木交差点付近の大内川の形状も変更になる可能性もあり、宇佐木交差点付近の河川の拡幅等の改修工事は現時点では実施できないものと認識しております。

また、宇佐木交差点付近から下流側の内内川については県河川ではありますが、下流側から狭小部分の拡幅工事も一部分で行われており、交差点から下流側部分の計画工事が完了した後、町が管理しております宇佐木交差点付近から上流側の拡幅工事等の実施について検討していく予定でございます。

今回長期的な展望に立った対策とのご質問でございますが、現時点では具体的な時期等は明確にお答えができないのが状況でございます、その間は定期的なしゅんせつ等を実施してまいりたいと思います。宇佐木地区につきましては、既に平生町公共下水道雨水事業計画の中で平成8年度から平成11年度の3カ年で曾根雨水1号幹線の整備が完了しておりますが、土砂等が堆積しておりますので、今後は関連する包丁湾を含めて定期的なしゅんせつ等を実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今すぐできる対策と長期的な対策について、それなりにお答えをいただいたので、それをぜひ心がけていただけたらというふうには思っております。

なお、7月18日の豪雨のときには、総務課長をはじめ建設課長、建設課の職員さん多数が残って日付がかわっても頑張っておられましたので、その点は私も見ておりましたので申し添えておきたいと思います。

それから、4番目なんですけど、今年の5月から国連の「家族農業の10年」が開幕をいたしました。ごく最近、2018年度の食料自給率がカロリーベースで2017年の38%から18年は37%に低下したという報道がありました。これまで過去最低だった1993年、私も議員になったばかりのころでしたが、お米が東北の冷害でたくさんとれなくなって不作であってタイ米も緊急輸入して、農協のスーパーに1人5キロ1袋までということで、家族総出でからタイ米を買い込んだのを覚えているところなんですけど、その1993年をも下回る自給率に低下をいたしました。

今年の5月に「家族農業の10年」が開幕いたしましたけど、「家族農業の10年」は2017年12月に国連の総会で日本も共同提案国となり、全会一致で採択されました。国連では家族農業を家族が経営する農業、林業、漁業、養殖、牧畜であり、男女の家族労働力を主に用いて実施されるものと定義をしております。「家族農業の10年」の開幕によって、家族農業や小規模農業の役割が再評価され、支援策が整備されることが今期待をされております。

そこでお尋ねをするわけなんですけど、平生町の農業、漁業の現状は、今現在どうなっているのでしょうか。国連では家族・小規模経営を再評価していますが、平生町の現状の施策はそうなっているのでしょうか。

それから、平生町の農業・漁業を行政としてどう発展させようとしているのか、以上3点につ

いてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、平生町の農業・漁業の現状についてであります。本町の農業の現状については、平成27年の農業センサスによれば、総農家数473と従業者の平均年齢は65.6歳となっており、20年前の平成7年と比較すると、農家戸数は半減、平均年齢は5歳以上高齢化している状況でございます。

また、平生町の農地の大半は中山間地に存在することから、専業で新たに農業に従事しようというものは少なく、現在1名の者が新規の就農へ向け研修を受けている状況ではありますが、この先、従業員の増加は見込めない状況でございます。

漁業については、山口県漁協平生町支店によれば、現在正組合員数は23人で、10年前と比較すると半減している状況です。ただ、ここ数年、山口県漁協平生町支店が中心となり、後継者育成に取り組んだ結果、正組合員数は今年度初めてプラスに転じております。しかしながら、漁業者の高齢化で新規漁業者の指導者不足となっていることなど、この先大きく漁業者が増加することは見込めない状況でございます。

次に、国連では、家族・小規模経営を再評価しておりますが、平生町の現状の施策はそうになっているか、またこれらからどう発展させようと考えているかということでございますが、まずこの家族農業の10年でございますが、これについては2014年に国連が位置づけた国際家族農業年を10年延長するもので、2019年から2028年までの10年間を定めており、国連が食料の安全保障の確保と貧困飢餓対策に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進、知見の共有を加盟国及び関係機関に求めているものと伺っております。

家族農業は、農業の運営から管理までの大部分を一戸の家族で営んでいる農業のことで、世界の食料のうち約8割が家族農業による生産で賄われていることから、増加し続ける世界の人口をどう養うかということに着目して、貧困や飢餓の撲滅に効果的との観点から、持続性のある農業形態として注目されるに至ったものと認識しております。

平生町といたしましては、この国連で採択されたことによる特別な政策というものはございませんが、逆にこの内容は本町がこれまで続けてきた環境保全型農業の推進に通ずるものがあると感じております。

戦後の国の農業施策は、農業を一つの産業として捉え進めてきております。本町においても国の施策に沿った他産業への従事者と同等の所得を目指すという経営所得の安定に力点を置いて、新規就農者対策を行ってまいりました。しかしながら、本町の耕地は中山間に位置し、国の推奨する大規模経営に不向きな環境であることも影響し、年を追うごとに農業経営者の減少、経営耕地の減少が顕著となっている状況でございます。

現在本町が進めております農業のマスタープランである農業振興地域整備計画の作成過程にお

いて実施したアンケート調査によれば、回答者のうち8割の人に後継者がなく今後10年のうち農業をやめたいと思っている人が多数いるとの結果も出てきております。

このような状況から、今本町が必要としているのは、経営意欲の高い地域の中核的農家であることはもちろんですが、農村の維持や自然環境を守る地域で生活していくための農業を維持する取り組みであると感じているところでございます。

本町の兼業農家数は総農家数の過半となっております。次期農業振興地域整備計画の策定の協議の中でも、こうした安定的な就業である兼業農家の就業の場を確保していく必要があるのではないかとの議論も出ております。

また、本町の販売農家のうち1ヘクタール未満の農家は全農家の8割以上を占めております。この小規模な農家を守る取り組みの一つに本町がこれまで取り組んできた環境保全型農業がございます。この環境保全型農業のシンボリックな施設ともなっているひらお特産品センターには、このような状況下においても毎年新たに出荷する者が存在する状況であり、わずかではありますが、これまでの本町の取り組みにより小規模経営を維持継続する機運が存在しております。

今後におきましては、特産品センターへの支援を続けていくことはもちろんですが、地域で生活していくための農業である小規模農業経営者への支援についても、検討を始める時期に来ているのではないかというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 町長の答弁の中で、最後のほうでやっぱりそういう小規模の家族経営の人たちも支援の手を差し伸べることを検討する時期に来ているのではないかというふうに答弁されましたが、ぜひそのように取り組んでいただけたらというふうに思っております。

それから、漁業のほうについてなんですが、正組合員数が若干増勢に転じたというふうに報告なされましたけど、漁港はすごく立派な漁港がほとんど完成をしてあるんですが、漁港ができたところに、じゃ漁業の漁船のほうはどうなったんかという感じになってきておりますので、やっぱり佐賀の漁業を何とか盛り上げていくということは、平生町の町の活性化にとっても大事な課題だと思います。

やっぱりずっと以前のように水産加工会社が軒を連ねて魚がいっぱい上がってくる、魚介類が上がってくるという状況とまではいかななくても、やっぱり少しずつあそこで漁業を営む人を増やしていくということが、これからも求められているんじゃないかというふうには思っております。

漁業組合員に入りたいというような人がいらっしゃったら、あまり壁をつくらずに門戸を開いて、いろんな人をやっぱり組合員に入れてあげられるようにしていただければというふうには思っております。

全体として前向きに答弁していただいたので、私の質問は以上で終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） このような質問の機会を与えていただいたことに関係者の方々に感謝し、住民の方々に感謝して質問させていただきます。

私の質問は人口減少対策についてです。人口減少対策は町にとっても重要課題の一つだと思います。3つお伺いします。

1つ目は企業誘致です。平生町では、企業誘致は難しいということで積極的に動いておられないようですが、企業誘致対策室プロジェクトチームを立ち上げるべきだと思います。「点滴石をもうがっつ」ではありませんが、こつこつ努力すればチャンスが飛び込んでくるということもあると思います。例えば1カ月に2回ぐらいでも集まって、プロジェクトチームのメンバーが集まってアイデアなり情報交換をしていけば、2年もたてばどのような企業が平生に向いているかということも浮き彫りになってくると思います。そのためには外に働きかけることも大切ですが、もう一度平生町の地形、交通環境を見直し、どのような企業を誘致するのがよいのか再確認することも必要だと思います。

2つ目は起業支援です。起業支援については、平生町内で起業する人に補助金を出すなど努力しておられるようですが、最近の現状と見通しについてお伺いしたいと思います。

3つ目は、その他の施策です。観光イタリアーノ、地域協力隊や集落支援員などの努力をしておられるようですが、現状と見通しを簡単に説明していただければと思います。その他、施策を考えて実行しておられれば提供していただければと思います。お願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答え申しあげます。

企業誘致の現状と見通しでございますが、人口減少を克服し将来にわたって活力ある地域社会を実現するため、本町では平成27年度に平生町未来戦略を策定し、各分野ごとに政策目標を定め事業を進めてきております。

企業誘致に係る事業については、政策目標3として地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出を掲げ、その取り組みを進めてきたところでありますが、町が保有する企業団地等もなく、また工業用水の確保も困難なため、従業員を多く雇用する工場等の誘致についてアピールできるだけの材料も乏しいのが現状であります。

しかしながら、近年の企業の新たな立地の考え方の変化に伴い、サテライトオフィスや本社機能移転等企業誘致も多様化してきた時代の流れの中で、本町のような環境の自治体においてもチャンスの枠が広がってきていると感じているところでございます。

一例といたしましては、平生町の地形や災害のリスクが低いといった特徴を生かし、企業のBCPによる部分移転や九州四国のほぼ中間に位置し、アクセスがよいといった地理的特徴を生か

した誘致等が考えられます。

このような状況において企業誘致を考えていく中で、より有効な情報を発信等を行い、誘致の機会を広げていこうという思いから、山口県企業誘致推進連絡協議会のITサテライトオフィス部に本年度から加入をいたしまして、県単位での情報発信を中心とした各種事業に参画していくことをいたしております。

また、企業誘致対策室のご提案をいただきましたが、限られた職員数の中での業務バランスを考慮しながら専任担当職員の配置等について今後検討を、その後体制を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、生産性向上特別措置法に係る町税の特例措置や半島振興法など本町独自の優遇措置については、積極的にPRしていくことで企業誘致の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、起業支援の現状と見通しにつきましては、起業支援策の現状と今後の見通しでございしますが、起業支援事業につきましては、平生町未来戦略の4つの政策目標の一つ、地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出の基本戦略、産業支援プロジェクトといたしまして、新たにビジネスを開始する人に対して事業所開設等に係る資金について補助を行っております。

実績といたしましては、平成27年度から平成30年度までの4年間において4件、500万円の補助金を交付しております。今年度におきましては、2件の相談を受けているところでございます。

今後につきましては、今年度でこの事業が終了する予定でございしますが、一定の成果も上げてきていると考えてきておりますので、継続も視野に入れ検討してまいる所存でございします。

それから、イタリアーノひらおに関してご質問がございました。平生町未来戦略政策目標3、地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出での平生町観光活性化プロジェクトの取り組みとしてのイタリアーノひらお推進事業については、6月議会でご説明させていただいた計画について、事業担当課を中心に1歩ずつ進めているところでございます。詳しくは広報7月号に掲載させていただいておりますが、今年度のイタリアーノひらお推進事業については、大きく3つの分野の事業構成といたしております。

まず1つ目は、ひらおオリジナルブランドPR事業でございします。この事業では、平生町観光協会のマスコットキャラクターのかんぷうくんイタリアンバージョンを観光協会が実施主体となって6月に作成され封筒に使用するなどいろいろな機会を捉えてのPR活動を始めていただいております。

また多くの皆様が着用し、広く広告塔としての活動を期待するピンバッチについては、8月に製作し9月から希望される方への販売も開始いたしました。

10月13日に開催予定の大星山サイクルフェスタ in ひらおにおいては、イタリア人プロ自

転車レーサーの招聘を計画しております。現在専門機関への委託によりイタリア人プロ自転車レーサーを招聘することが決定しており、前日のイベントや当日のイベント等によりPR効果の高いものになるよう企画をしているところでございます。

2つ目の特産品開発事業についてですが、阿多田公園でのオリーブの試験栽培については、植栽に適した時期でございます2月末を目指し、5月に着任した地域おこし協力隊員を中心としてコンサルのアドバイスを受けながら、その準備を進めているところでございます。

また、公園の顔となる看板については、平生中学校の総合文化部の皆さんに製作を依頼しております。未来を担う子供たちにも、事業に参画していただくことで、オリーブ公園として住民の皆様にしみを持っていただける温かい公園となることを期待しております。

3つ目に、産業活性化事業についてですが、ひらお産業まつりの中のブースとしてイタリアーノひらおフェスタを開催することで、皆さんが楽しめることとあわせてイタリアーノひらおを町内外に発信できるイベントとなるよう実行委員会と連携を図りながら、その準備を進めているところでございます。

また、あわせて企業紹介イベントを開催することで、若者が定住するための取り組みを行うことといたしております。

以上それぞれの分野の状況について報告させていただきましたが、事業の実施については、観光協会、商工会をはじめ町内各種団体から委員を選出いただいている平生の魅力づくり連絡協議会等多くの住民の方に参加していただき、意見やアイデアをいただきながら進めさせていただいております。このようにまずはこの1年間、住民の機運の醸成を図ることを重点に進めてまいりたいと考えています。

6月定例議会時にも、イタリアーノひらおの目的は平生町の地域資源を生かしながら全町民がイタリアという統一テーマによる活動を展開することで、地域ブランドを確立し、地域経済の活性化とともに交流人口の拡大を目指すものをご説明させていただきましたが、町職員においてもイタリアーノひらおをデザインした名札の着用及び名刺の使用、勤務中や出張時にも観光協会が作成したロゴマーク入りポロシャツを着用するなど、職員一人一人が広告塔となり宣伝活動を開催しております。

そして、住民の皆様からも、イタリアーノの旗を借用し地域のイベント時にPRしたい、イタリアーノひらおの運動に協力したいといったうれしいお問い合わせも多くいただいております。

今後もイタリアをテーマといたしまして、町民一体となった笑顔で元気になるような事業への成長を目指してまいりたいと考えているところでございます。

それから、地域おこし協力隊、集落支援員などの現状と見通しでございますが、地域おこし協力隊については現在2名配置しております。1名は平成30年2月から地元農林水産物を使った特産品の開発に取り組んでおり、もう1名は令和元年5月からイタリアーノひらお中心に取り組

んでおられます。

集落支援員につきましては、現在地域交流センターに5名配置しております。本年4月には2名の配置でしたが、7月から3名を追加し、集落点検や地域の活性化を図るため、コミュニティ協議会と協力して活動を行っております。

今後におきましては、これらの本町における取り組み内容により、外部人材の活用も検討してまいり所存でございます。

以上、申しあげました人口減少対策に係る取り組み以外につきましては、平生町未来戦略に基づき各種施策を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） 企業誘致対策室プロジェクトチームを立ち上げていただけるという事で感謝しております。

この質問をしているときに、今の回答にもありましたが、平生町は災害が少ないからそれを生かして企業誘致をしたらどうかと。

また、今の町長の回答の中にもありましたが、地理的に九州と四国の中間にあるということもあります。そこでちょっと私のはね返ってきて、質問をしていたら自分ではね返ってきて一つのことが思い浮かんだんですが、それはドローンを活用し空飛ぶ貨物車というのが、この間テレビで日本の人がアメリカで実験しているのをやっておりましたが、その空飛ぶ貨物車のようなものができれば、その基地に平生をすれば、平生と、平生が九州あるいは四国の物流の拠点になるのではないのでしょうか。

以前、佐賀には古墳がありまして、白鳥古墳がありまして、それは海の交通拠点として西中国で一番大きな古墳だったそうです。これからの時代には空の物流の拠点として白鳥古墳が描かれた時代に追いつくあるいはそれを追いつくぐらいの拠点になれる可能性があるのではないのでしょうか。

ドローンはまだ法律が追いついていない状況ですので、先ほど町長が言われた先へ先へと対応されて平生の環境を整えて、空の貨物の拠点にするというのはいかがでしょうか。どうぞ。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ドローンの活用で活性化をということでございますが、確かに今ドローンは大変な勢いでいろいろと実験もされているみたいでございます。

実を申しますと私もドローンを買って、今一生懸命練習をしているところでございます。買ったというのも、やはり私ドローンの使い方一番いいのは、災害が起きたときに直ちに現場の上から直接そこを写して、それを転送で私どもここにおる者にそのまま送られてくると、画像が送られてくるということで、これを見てどういう対策をまずしないといけないかというのが、

いち早くわかるという状況なんで、これを活用したらいいのではないかなと。これ実際に各消防本部も今いろんなところで入れておられます。

私も前いた職場で消防署にどれだけ入っているのかというちょっと聞いてみましたら、あるところですけど、そこは全支所といいますか支部といいますか、そこに全部1機ずつ置いています。したがって、50台とか60台ぐらい持っています。ドローンの扱いについては、ちゃんと消防訓練ができるところがあるそうでございます。そういうところに行って訓練させてもらっておるということでございまして。

私も柳井地区消防については、ドローンをぜひという話はさせてもらいました。ただまだ、ふんという感じでしたけども。ただ消防団では使えるんじゃないかと、一番地元に近いし、すぐに直ちにドローン飛ばして、災害地の状況を伝えるというのが可能になるのではないかなというので、私は実験的に使ってみて操作をしているところでございます。

荷物を運ぶとか、そういうものにつきましては、人を運ぶのも今出てきていますが、まだまだ実用化ではなくて実験段階だというふうに聞いております。これから先をみながら、それらが完成して、実用化になるということになれば、そのときはまた一つの考え方になろうかと思っておりますので、そのときはじっくり考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） 後追いではなく、先へ先へとやって、平生がドローンの基地になる、交通の拠点になるという夢を具体的に実現できるようによろしく願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 要望ですね。

○議員（1番 中丸 和則君） 要望。

以上で終わります。

○議長（中川 裕之君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を3時20分といたします。

午後3時09分休憩

.....

午後3時20分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。

暫時休憩します。

午後3時20分休憩

.....

午後3時23分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。

これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第36号2019年度平生町一般会計補正予算から議案第38号2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 総務管理費のところでは先ほど説明があるのはあったんですが、情報通信費のところの委託料、自治体ポイント準備業務というのがあるんですけど、これをもうちょっと説明していただけたらと思います。（「13ページ」と呼ぶ者あり）13ページですね。

それから、国民健康保険のところ、国保の3ページの補正額3,869万9,000円の補正があるんですが、これは基金に積み立てると後で説明がしてありましたけど、今度の決算の中で国保への基金の積み立てが9,800万円ぐらいあって、基金の積み立てが決算の時点で2億5,000万ぐらいに基金がなっているんですけど、それにさらに今度の補正で上乗せして3,800万円何がしか基金にさらに上積みされるということになるわけですか。

その2つ、お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 友田地域振興課長。

○地域振興課長（友田 隆君） 赤松議員ご質問の自治体ポイントについてでございます。こちらについてはマイナンバーカードを活用した消費活性化対策として国が来年度行う自治体ポイントのプレミアム付与に向けて、ポイントの利用環境整備に係る費用を計上するものでございます。

内容についてはカードリーダー等の購入費、また自治体ポイントの使用店舗の募集事務、こういったものの委託料になっております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 中尾健康保険課長。

○健康保険課長（中尾 和正君） 赤松議員お尋ねの国保特別会計の積立金についてでございます。

この基金積立金3,869万9,000円は原資でございますけれども、30年度から2019年度に繰り越しました1,930万3,000円、それと一般会計から国保特会に繰り出します財政安定化支援事業に伴います金額1,545万6,000円、それともう一つ過年度保険給付費の交付金410万9,000円が原資でございます。

これらの基金、今年度基金積み立てますけれども、この基金を活用いたしまして来年度以降の保険料率の引き下げを考える上で活用してまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑は。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） ほんなら、今時点で国保の基金は決算の時点の2億5,000万円プラス3,869万9,000円を上乘せして積み立てられて、2億8,000万何がしかと基金が今なっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 中尾健康保険課長。

○健康保険課長（中尾 和正君） 2019年度末の基金の金額は平成30年度末の2億8,108万1,391円から予算に定めた基金繰入額7,000万円を減じた金額に今回の補正額3,869万9,000円を加えたものになる予定です。

○議長（中川 裕之君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例から議案第41号平生町立平生幼稚園保育料条例を廃止する条例について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算認定について質疑を行います。

認定第1号平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第3号平成30年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から報告第14号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質

疑が終了いたしましたので、9月13日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがいまして、本日の議事日程に日程第31、決算特別委員会の設置、日程第32、委員会付託を追加いたします。

日程第31. 決算特別委員会の設置

○議長（中川 裕之君） 日程第31、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第7号までの件を審査するため、議長及び議会選出の監査委員を除く10名の議員を委員とする決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの件を審査するため、決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、村中仁司議員、赤松義生議員、松本武士議員、中本敦子議員、中村武央議員、中丸和則議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの10名が、決算特別委員会の委員に選任されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を3時50分といたします。委員会室で決算特別委員会を開きますので、委員の方はよろしく願いいたします。

午後3時36分休憩

.....
午後3時50分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま決算特別委員会を開催し、委員長に岩本ひろ子委員、副委員長に中本敦子委員を互選したとの申し出がありましたので報告いたします。

日程第32. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第32。

お諮りいたします。議案第36号から議案第41号及び認定第1号から認定第7号は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに決しました。

○議長（中川 裕之君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月26日午前9時から行います。

○議会事務局長（金岡 泰史君） ご起立をお願いいたします。一同、礼。

午後3時51分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 河内山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一

2019年 第6回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和元年9月26日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和元年9月26日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第36号 2019年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第37号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第38号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第39号 平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第40号 平生町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第41号 平生町立平生幼稚園保育料条例を廃止する条例
- 日程第8 認定第1号 平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成30年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成30年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 同意第5号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第16 特別委員会の設置について
- 日程第17 議員派遣について
- 日程第18 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第36号 2019年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第37号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

- 日程第4 議案第38号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第39号 平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第40号 平生町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第41号 平生町立平生幼稚園保育料条例を廃止する条例
- 日程第8 認定第1号 平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成30年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成30年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 同意第5号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第16 特別委員会の設置について
- 日程第17 議員派遣について
- 日程第18 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（12名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 5番 松本 武士君 |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 河藤 泰明君 |
| 8番 岩本ひろ子さん | 9番 細田留美子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 村中 仁司君 | 13番 中川 裕之君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君

書記 天艸裕太郎君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|--------|---------|--------|
| 町長 | 浅本 邦裕君 | 副町長 | 高木 哲夫君 |
| 教育長 | 清時 崇文君 | 会計管理者 | 田坂 孝友君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | | | 羽山 敦紀君 |
| 地域振興課長 | 友田 隆君 | 町民福祉課長 | 石杉 功作君 |
| 税務課長 | 池田 真治君 | 健康保険課長 | 中尾 和正君 |
| 産業課長兼農業委員会事務局長 | | | 吉岡 文博君 |
| 建設課長 | 高岡 浩行君 | 学校教育課長 | 河島 建君 |
| 社会教育課長 | 兼末 仁君 | 総務課財務班長 | 久保 秀幸君 |

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において村中仁司議員、中丸和則議員を指名いたします。

ここで、高木副町長から発言を求められておりますので許可いたします。高木副町長。

○副町長（高木 哲夫君） おはようございます。このたびの議案等の調製にあたり、複数課に及んで間違いがございましたので、私の方でまとめて訂正とお詫びを申し上げたいと思います。

まず、認定第1号、平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定に係る決算書であります。47ページをお開きいただきたいと思います。項及び目が清掃費の欄、役務費の備考欄で桁ずれを起こしていました。次に、57ページ、都市計画費の都市計画総務費の欄、需用費において光熱水費、電気のところで下一桁の数字が削除された形で印刷されています。本来は5万3,628円が正しい数字であります。

もう一点、決算の附属資料の106ページであります。中ほどの少し上の3. 道路橋梁事業の(1)道路橋梁補修工事、町道岩田惣田線舗装修繕工事の金額に誤りがありました。正しくは85万3,200円となります。

以上、3点にわたって訂正をさせていただき、お詫びを申し上げます。今後において、さらに

緊張感を持って事務処理にあたってまいりますので、ご了承の程、お願い申し上げます。以上でございます。

日程第2. 議案第36号

日程第3. 議案第37号

日程第4. 議案第38号

日程第5. 議案第39号

日程第6. 議案第40号

日程第7. 議案第41号

日程第8. 認定第1号

日程第9. 認定第2号

日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第6号

日程第14. 認定第7号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第36号2019年度平生町一般会計補正予算から日程第7、議案第41号平生町立平生幼稚園保育料条例を廃止する条例及び日程第8、認定第1号平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、認定第7号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めますが、認定第1号から認定第7号までの件を付託した決算特別委員会の報告は省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本 ひろ子さん） おはようございます。総務厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

総務厚生常任委員会は9月19日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果はお手元の資料にありますように、全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。議案第36号2019年度平生町一般会計補正予算の情報通信

費のマイナポイントについて、自治体としての取り組みのスタンスに関連して、民間キャッシュレス事業者と連携し、利用者店舗を支援していく中で町内業者の利用の促進が重要になってくるが商工会の方で電子マネーの構築は検討課題としてあるのかという問いに対して、スマホで行う決済方法でQRコードでの決済を想定しており、国の方も事業者に負担のないような形で広く店舗を募集していくとのことであるとの回答を得ました。

さらに児童環境推進事業費の児童クラブ支援員について、2名の増員の理由を質問したところ、夏期休暇だけの利用が見込まれていたので今回初めて特別枠で募集を行い、そのための支援員を増員したが、その結果、中央児童館では手狭になったので平生小学校を利用したとの回答を得ました。

議案第37号から議案第39号までは質疑はありませんでした。以上が主だった内容です。

以上で報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） 御報告いたします。

産業文教常任委員会は9月20日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致もしくは賛成多数で全ての議案が可決すべきとなりました。

主だった質疑を申しあげます。議案第36号2019年度平生町一般会計補正予算、歳入の森林環境譲与税はイノシシの駆除に使えるのかとの質問に対して、譲与税の用途は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進等が示されている。これから森林経営管理法により管理ができていない個人の森林の適正化を行っていくことになるが、当面はそちらへの費用の充当を考えているとの回答を得ました。

また、ひらお特産品センター管理費の修繕費の負担について質問がなされ、指定管理ではあるが協定書により取り決めがなされており、大規模なものについては町が負担することになっている。特産品センターは老朽化が進んでおり、修繕費がかさんでいる状況を鑑み、施設本体の修繕も今後協議していきたいとの回答がありました。

そのほか討論においては、農林水産業費の森林環境整備基金積立金の財源について、一律1,000円を個人住民税の均等割納税者から徴収されるものであるが、この財源は交付税で手当てをされるべきものであるとの考えで反対討論がありました。

議案第40号については質疑はありませんでした。

議案第41号については、保育料についての質問に、現在の条例では所得により区分されるとし、公立のものについては基準財政需要額に算入され、財政措置されるとの報告を受けました。以上が主だった内容です。

報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第36号から第38号に対する反対討論の発言を許します。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、議案第36号平生町一般会計補正予算について、反対の討論を行います。

平生町一般会計補正予算において、歳入で森林環境譲与税として120万円、財産運用収入において森林環境整備基金積立金として1,000円が歳入として予算化されています。

また、歳出においては、以上の歳入を森林環境整備基金として積み立てることになっています。

使途については、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用ということで問題はありません。当面、税の徴収はなく、2023年度までは国において交付税及び譲与税特別会計からの借入れで手当てされることになっていますが、税の徴収が始まればその一部で償還することになります。森林環境税としての税の徴収が始まれば、税収は全額都道府県を経由して交付税及び譲与税特別会計に払い込まれることになり、そして、森林環境譲与税として都道府県及び町村に配分されることになっています。

問題の一つとして、委員会で私以外の委員から譲与基準の中に私有地や人工林の面積、林業従事者数とともに、人口指標の割合が3割とされていることについての指摘がありましたが、このことは林業がそれほどなくても人口が多い都市部に多額の譲与税が配分されることになり、私も問題だと思います。

二つ目に、2024年度から森林環境税の税の徴収が始まりますが、なぜ2024年からかという、現在、東日本大震災を名目に上乗せされている復興特別住民税、一人1,000円ですが、その期限が2023年にきているからです。2024年からは森林環境税として看板だけかけかえて恒久的に復興特別住民税と同じように個人住民税均等割に上乗せ分1,000円をとり続けるということです。個人住民税の均等割に上乗せするという事は、所得割が非課税となる人にも一律の額で課税するということになり、逆進性の高い税であり、所得の低い方への負担をさらに強めることになります。

三つめの問題点については、森林の果たす公益的機能を口実に温室効果ガスを排出する企業の責任を放置して、国民個人に負担を押し付けることであります。

最後に、森林整備にあたっては国民個人に負担を押し付けるのではなく、国の一般会計や交付税で確保すべきであることを指摘し、容認できない問題点三つを指摘して、私の反対討論を終わります。お世話になりました。

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で議案第36号から第38号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第39号から第41号に対する反対討論の発言を許します。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 議案第40号につきましては、先ほども補正予算のところで討論をいたしました。同様の理由で反対といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で議案第39号から第41号に対する討論を終了いたします。

続きまして、認定第1号から第7号に対する反対討論の発言を許します。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山 宏充君） それでは、認定第1号平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定に対し、反対討論を申しあげますが、まず評価する二つのことを申しあげておきます。

一つ目、平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算において、決算指標並びに地方公共団体健全化判断比率の4指標は改善されていること。二つ目、自主財源の確保策としてふるさと納税の推進にあたられ、成果を出されていること。この二つのことは評価をいたします。引き続きの努力をお願いいたします。

それでは反対討論を申しあげます。平成30年度の当初予算のテーマは『協働で「きずな」が広がる持続可能なまちづくり』とし、財政の厳しい中、地域が抱える諸課題の解決、財政の危機突破を図り、参加と協働のまちづくりを進めるとされてきました。

この方針をベースに判断する理由を二点申しあげて反対討論といたします。

一点目、地域が抱える諸課題の解決という方針から反対する理由を申しあげます。地域にパワーダウンをもたらしたと判断します。年度中の地域おこし協力隊員、集落支援員、地域交流センター嘱託職員の退職によるマンパワーの減員は地域の諸課題を解決するのではなく、地域の課題解決を停滞、一時的には混乱、しかも短期的には地域の負担を増大させたものではと判断をいたします。

二点目、財政の危機突破という方針から反対する理由を細かく二点申しあげます。

まず初めに、基金に頼らない財政運営を目指すには程遠い決算であり、言いつ放しになっていると判断する。平成30年度は財政基金への積立金が取崩額を上回ったものの、積立額が前年を下回り、実質単年度収支は赤字となっています。赤字分は翌年度へのツケ、2019年度予算の

先食いとなっています。当初予算、補正予算、繰越を含む予算現額の過程において査定に甘さがあるのではと判断します。基金に頼らない財政運営を目指すには程遠い予算組みであり、また決算であると判断いたします。

次に、後期基本計画における、財政運営における指標、目標値の実現に対する説明責任が果たされていないことを理由に挙げます。平成30年度の財政調整として使用可能残高合計は確かに5億円超え、財政基金残高は4億2,100万円ですが、この年度以降、財政基金は新庁舎整備の財源として取り崩され、残高は減少していきます。第四次平生町総合計画後期基本計画、施策52番、持続可能な財政運営の目標値、平成32年度には財政基金残高を5億円以上とする目標値をかなえることは困難となっています。新庁舎整備のタイミングはいましかないとはいえ、だからこそ後期基本計画の財政運営における指標、目標値の実現に対してはこういう予定でこうなるという説明責任を果たさなければ財政の危機突破とは言えないと判断をいたします。

以上、平成30年度の当初予算テーマを基に決算認定に反対する理由二点を申しあげ、認定第1号平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算認定に対しての反対討論といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で認定第1号から第7号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第36号「2019年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。議案第36号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決との報告でありました。議案第36号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を採決いたします。議案第37号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第37号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第38号2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算を採決いたします。議案第38号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第38号は、委員長の報

告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第39号平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。議案第39号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第39号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第40号平生町基金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。議案第40号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第40号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第41号平生町立平生幼稚園保育料条例を廃止する条例の件を採決いたします。議案第41号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第41号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、認定第1号平成30年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定いたしました。

これより、人事案件を議題といたします。この人事案件について討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

日程第15. 同意第5号

○議長（中川 裕之君） 日程第15、同意第5号平生町教育委員会教育委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る9月12日にご提案申しあげました議案につきまして、本会議並びに付託常任委員会及び決算特別委員会におきまして慎重にご審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼申しあげます。

そしてただ今は、予算3件、条例3件、認定7件につきましてご議決を賜りまして誠にありがとうございました。

今後、間もなく下半期に入りますので、事務事業の進捗に注意を払いますとともに、財政運営を含め行政の効率化に努め、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様方におかれましても、よろしくご指導いただきますようお願い申しあげます。

それでは、本日もご提案申しあげますのは、人事案件1件でございます。

同意第5号平生町教育委員会委員の任命についてのご説明を申しあげます。

10月19日をもちまして任期が満了いたしますのは、現在教育委員を務めていただいております銭廣義和氏でございます。銭廣氏におかれましては、平成27年10月20日に教育委員として、任命いたしております。1期4年間、教育に関する幅広いご識見により、本町の教育・文化の振興に貢献してこられました。このたび任期を迎えるにあたり、引き続き、教育行政にお力添えをいただきたいとの申し出をいたしました。ご本人から後進に道を譲りたいとの強い申し出があり、この任期に際し、ご勇退となったわけでございます。

後任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項により、このたびは富田克敏氏を任命いたしたいと思っております。

富田氏の略歴は資料として添付いたしておりますが、昭和39年2月21日生まれの55歳でございます。平成元年9月に広島大学文学部をご卒業後、同年10月から民間会社の勤務を経て、平成26年8月からは社会福祉法人幸寿会理事長に就任されております。

平成30年4月から平生中学校のPTA会長を務められております。近年、子供たちを取り巻

く環境が問題視される中、しっかりとコミュニケーションがとれて、力強くのびのびと育ててほしいとの思いで、PTA活動に取り組まれていると伺っておりまして、教育行政のなご一層の推進にご貢献いただけるものと考えております。

以上、ご説明申しあげましたように、教育委員としての識見を十分備えておられ、適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、町議会のご同意を賜りますようお願いを申しあげます。

以上をもちまして、同意第5号につきましてのご説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申しあげたいと存じますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申しあげます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、同意第5号を採決いたします。本案について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり同意されました。

日程第16. 特別委員会の設置について

○議長（中川 裕之君） 続きまして、日程第16、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本町議会の魅力ある組織運営の在り方について調査するため、10人の委員で構成する魅力ある議会づくり調査特別委員会を設置し、この調査事項を付託して、閉会中の継続調査とし、調査期間を調査終了までとすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、本町議会の魅力ある組織運営の在り方について調査するため、10人の委員で構成する魅力ある議会づくり調査特別委員会を設置し、この調査事項を付託して、閉会中の継続調査とし、調査期限を調査終了までとすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました魅力ある議会づくり調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において、平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、赤松義生議員、松本武士議員、中本敦

子議員、中村武央議員、中丸和則議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの10名が魅力ある議会づくり調査特別委員会の委員に選任されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を9時55分といたします。

午前9時40分休憩

.....

午前9時54分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま魅力ある議会づくり調査特別委員会を開催し、委員長に河藤泰明議員、副委員長に河内山宏充議員を互選したとの申し出がありましたので報告いたします。

日程第17. 議員派遣について

○議長（中川 裕之君） 日程第17、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

日程第18. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第18、委員会の閉会中の所管事務等の調査についての件を議題といたします。会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、2019年第6回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 村 中 仁 司

署名議員 中 丸 和 則